

## 清掃関連施設整備基本計画検討会議（第4回）

日時 平成29（2017）年 4月 18日（火）18：00～20：00

場所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

### 次第

#### 1. 報告事項

- 報告1 第3回検討会議について . . . 資料 検4-1
- 報告2 第4回協議会の報告 . . . 資料 検4-2
- 報告3 第2回市外施設の見学会について . . . 資料 検4-3

#### 2. 協議事項

- 議題1 第3回検討会議でのご意見等の整理 . . . 資料 検4-4
- 議題2 主要機器設備形式の検討 . . . 資料 検4-5
- 議題3 公害防止計画の検討 . . . 資料 検4-6

#### 3. その他

- ① 第3回検討会議要点録の確認について
- ② 次回開催候補日 月 日（ ）

## 第3回検討会議について

清掃関連施設整備基本計画検討会議（平成29年2月27日）

### 議事

#### 1. 報告事項

報告1 第2回検討会議について

資料1により説明。

報告2 第3回協議会の報告

資料2により説明。

報告3 市外施設の見学会について

資料3により説明。

#### 2. 協議事項

協議1 第2回検討会議でのご意見等の整理

資料4により説明。

協議2 清掃関連施設整備基本計画中間報告書（素案）について

資料5により説明。

#### 3. その他

## 第4回協議会の報告

第4回協議会が開催された。

中間処理場運営協議会（平成29年3月23日）

二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会（平成29年3月24日、4月11日）

協議内容（2地区共通）

中間処理場運営協議会では、第3回協議会、第3回検討会議の報告が行われた後、前回協議会での意見等の整理、2つの候補地への配置案について、資料の説明、意見交換が行われた。

二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会では、議題1の協議のために追加の協議会も開催し、意見交換が行われた。

当日配布資料（2地区共通）

次第

- |     |  |   |                           |
|-----|--|---|---------------------------|
| 資料1 | 「第3回協議会について」                                 | } | 第3回検討会議 資料2と同内容のため資料は省略   |
| 資料2 | 「第3回検討会議の報告」                                 | } | 本検討会議に関する報告のため資料は省略       |
| 資料3 | 「第3回協議会でのご意見等の整理」                            |   |                           |
| 資料4 | 「施設整備計画について<br>処理施設の組み合わせ及び処理工程の検討（ステップ1・2）」 |   |                           |
| 資料5 | 「市外施設の見学会について」                               | } | 本検討会議の資料 検4-3と重複するため資料は省略 |

第5回協議会開催予定

中間処理場運営協議会 5月11日（木）

二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会 5月12日（金）

### 第3回協議会でのご意見等の整理

報告4 市外施設の見学会について  
他市のごみ処理の現状について（二枚橋）

意見	(委員)	調布市の現状について、処理工程や建築面積などを教えてください。
議論	(事務局)	次回までに調べる。
まとめ		—

施設稼働後について（二枚橋）

意見	(委員)	今後、施設稼働後にも住民の声を聞く場をつくる考えはあるのか。
議論	(事務局)	ごみを処理する施設であるため、さまざまな要望、ご意見をいただく可能性がある。現時点では稼働後も運営協議会のようなものはつくりたいと考えている。
まとめ		—

障がい者雇用について（二枚橋）

意見	(委員)	小金井市では障がい者雇用はどうなっているのか。また新施設においてもそういう方たちを雇用する意向はあるのか。
議論	(事務局)	現時点においても空き缶・古紙等処理場では、障がいをお持ちの方も働いている。新施設においても業務委託等の仕様書の中に盛り込むことも可能であり、法に基づいた形でお願いしていくことになる。
まとめ		—

二枚橋焼却場跡地の車両の出入に関する調布市との調整について（二枚橋）

意見	(委員)	隣接する調布市と、例えば時間、曜日の調整などはどのように考えているのか。
議論	(事務局)	今後、調布市と調整する用意はある。
まとめ		—

議題1 第2回協議会でのご意見等の整理

・対象となる候補地の選定経緯

再配置候補地の選定に関する情報について（貫井北町）

意見	(委員)	東小金井のJR貨物駅跡は候補地に入れられないのか。
議論	(事務局)	東小金井駅北口まちづくり事業用地については区画が分散しているため、今回の検討の段階では除外した。資料を次回提出する。
まとめ		『東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画（概要版）平成25年3月 小金井市』（資料3-別紙1）にまとめられている。

再配置候補地の選定に関する情報について（貫井北町）

意見	(委員)	市庁舎建設予定地にも何らかのごみ処理施設の設置について、引き続き検討していただきたい。
議論	(事務局)	意見は受け止め、庁舎建設の計画の中では、発言していきたい。
まとめ		—

再配置候補地の選定に関する情報について（二枚橋）

意見	(委員)	平成28年7月20日のごみ総合対策推進本部において、貫井北町と二枚橋焼却場跡地を候補地として諮るまでの間の検討経緯を示してもらいたい。
議論	(事務局)	ごみ総合対策推進本部の会議録は次回にお示しする。また環境部・ごみ対策課が平成28年7月20日以前にどのようなプロセスを経て結論に至ったのかという点について、資料として次回にお示しする。
まとめ		検討の過程等を「資料3-別紙3」のとおり整理した。

前回、第3回協議会からの継続回答

議題1 対象となる候補地の選定経緯について

国有地・都有地について

意見	(委員)	国有地や都有地について、交渉が必要ではないか。
議論	(事務局)	国有地と都有地については、それぞれ打診し、次回状況を報告する。
まとめ		国有地、都有地に関する状況報告を「資料3-別紙2」のとおり整理した。

議題2 施設整備計画について

・どちらの候補地にどの施設を整備するかについて（ステップ3）

災害廃棄物一時保管場所について（貫井北町）

意見	(委員)	災害廃棄物一時保管場所について、公園の一部を使うなどは考えていないのか。
議論	(事務局)	地域防災計画では中間処理場とリサイクル事業所の2か所が指定されている。地域安全課とも意見交換しながら今後検討していく。
まとめ		—

地下の利用について（貫井北町）

意見	(委員)	地下の利用は考えているか。
議論	(事務局)	一般的に地下に施設を作ると建設費が高くなる。そのため、費用対効果等を考慮し、地下に処理施設を作るということは考えていない。 また地下に設ける場合にはスロープが必要となり、その部分で必要となる敷地の規模も変わってくる。
まとめ		—

処理のあり方の変更について（二枚橋）

意見	(委員)	各品目の処理のあり方について、現状と今後どうしたいのかを整理してはどうか。
議論	(事務局)	処理のあり方を見直したいと考えているのはステップ2で示している燃やさないごみだけである。その他、市で処理施設を持っていないびんについてはお示ししている提案に含んでいる。
まとめ		資料4のとおり整理した。

環境負荷と労働安全について（二枚橋）

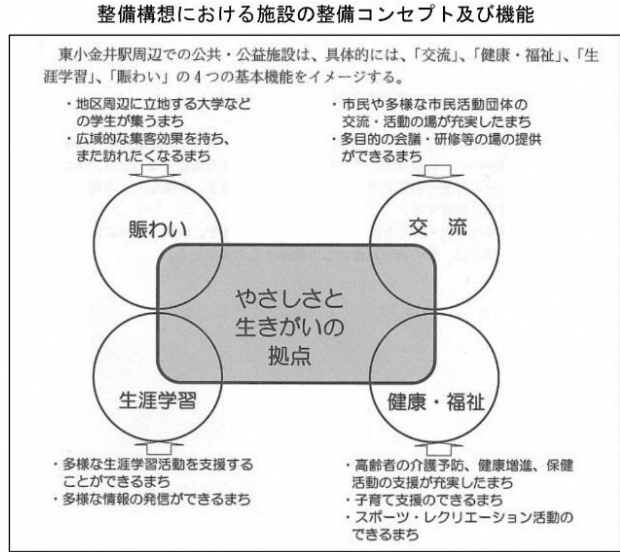
意見	(委員)	ごみ処理が将来的にどうなっていくか、10年後を見越して、中間処理施設の面積なり必要な建築物を見据えてもらいたい。 また単なる環境負荷だけではなく、労働安全面も疎かにしないでもらいたい。
議論	(事務局)	障がい者の方々の働ける場所の提供を前提として考え、今の狭い環境では難しく、新施設はそのような部分にも配慮しながら建設しなければならないと考えている。
まとめ		—

東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画（概要版）  
平成25年3月 小金井市

1 計画の位置付け

(1) 計画策定の目的

- 本計画は、平成18年11月に策定された東小金井駅北口土地区画整理事業区域内公共施設整備構想（以下「整備構想」という。）等を踏まえて、東小金井駅北口まちづくり事業用地（以下「まちづくり事業用地」という。）における最適な公共施設の整備及び公共資産の活用を図るため、公共施設の機能及び規模並びに事業手法等について検討し、今後の基本的な進め方を明確にすることを目的として策定
- 事業を実施する際には、財政状況等を踏まえて事業年度等を検討し、市民参加によって基本設計等を実施して、進めていくものとする。



(2) 上位計画等との関係

① 第4次小金井市基本構想・前期基本計画（平成23年3月策定）

- 基本構想：東部地区の中心として一部に商業、業務機能を持たせた地区として整備（p. 17）
- 前期基本計画：東部地区の中心として整備を進め、駅北口の土地区画整理事業を推進し、交通広場・都市計画道路などの整備を行い、商業・業務・文化機能を導入（p. 69）

② 小金井市都市計画マスタープラン（平成24年3月策定）

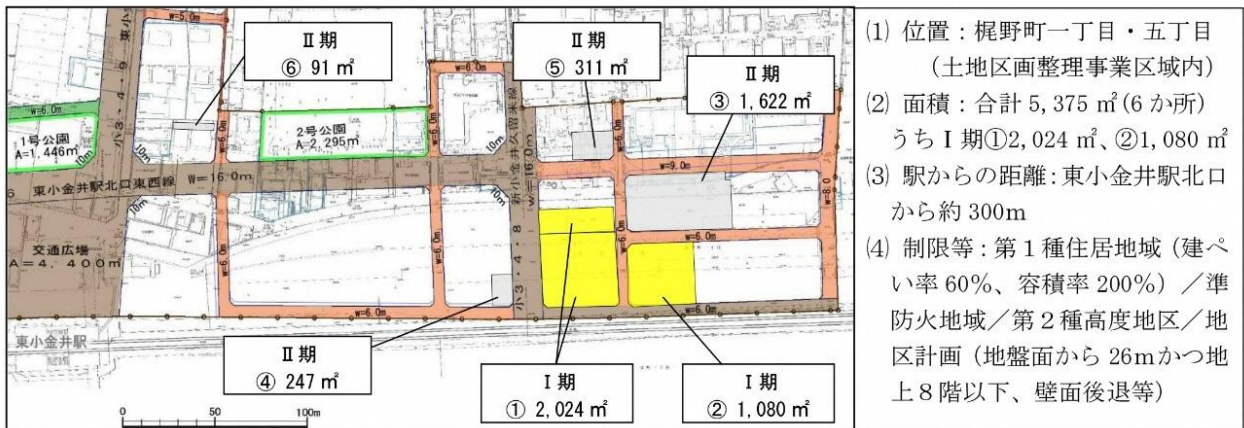
- 東小金井地域のまちづくり方針：土地区画整理事業による市街地の再編と拠点性の向上（p. 52）
- まちづくり事業用地の位置づけ：市民の意向を踏まえた最適な整備活用を推進（p. 52）

③ 東小金井駅北口土地区画整理事業区域内公共施設整備構想（平成18年11月策定）

- 整備コンセプト：『やさしさと生きがいの拠点』～『交流』、『健康・福祉』、『生涯学習』、『賑わい』の4つの機能をイメージ（p. 12）
- 求められる類似機能の集約・複合化を図り、効率的・効果的な各種の拠点機能を整備（p. 10）

2 前提条件の整理

(1) まちづくり事業用地の概要〈平成23年8月末現在〉



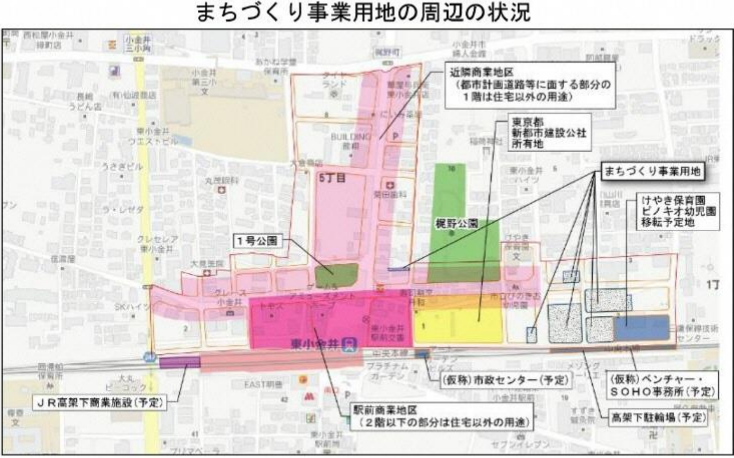
- 本計画では、I 期分（敷地①②合計 3,104 ㎡）を優先的に検討する。
- 理由：II 期分は土地区画整理事業の進捗に伴い、位置及び形状が変化する可能性があるため。



(2) まちづくり事業用地周辺の特性整理

① まちづくり事業用地周辺の状況

- 東小金井駅北口では、土地区画整理事業により駅前広場や都市計画道路等を整備中
- まちづくり事業用地の東側は、市立けやき保育園・ピノキオ幼児園が平成25年10月に移転予定
- まちづくり事業用地の西側は、東京都新都市建設公社の所有地(現時点での土地利用は不明)
- 高架下には、(仮称)ベンチャー・SOHO事務所、高架下駐輪場、(仮称)東小金井市政センター、高架下商業施設(JR)等が整備予定
- 東小金井駅の南側では、商店街・観光活性化モデル地区事業を実施中
- まちづくり事業用地周辺には、大規模商業施設がなく、商業的な集積も少ない。
- 集会施設や生涯学習施設など、地域住民が利用できる公共施設が少ない。



(3) 行政の公共・公益施設整備にかかる要請の整理

① 財政面からの要請事項

- まちづくり事業用地は、土地開発公社が平成15年度から平成17年度にかけて総額約19億円で先行取得し、市が同額で引き取る契約。敷地①及び②の取得費用は合計約11.7億円(含利息)
- 世界的な経済不況や東日本大震災の影響から、大幅な市税収入の減と社会保障関連経費等の増により、危機的な財政状況にあり、平成25年度も危機的な状況は続く想定
- 用地取得は、段階的に進めていかざるを得ない状況

② 施設内容に関する要請事項

- 平成18年11月に策定された整備構想で整備が検討されていた施設のうち、市民活動センター、男女平等推進センター、防災センター、消費生活センター、保健福祉総合センターの5施設は、第4次基本構想・前期基本計画でも位置づけあり。
- これらは、いずれは市内で整備する予定であるが、策定委員会においても、東小金井駅北口まちづくり事業用地で整備すべきものではないとの結論

整備構想(平成18年11月策定)の掲載施設		第4次基本構想策定までの状況	小金井しあわせプラン (第4次基本構想・前期基本計画)	
	施設名			
最優先	1	けやき保育園・ピノキオ幼児園	区画整理事業内で移転予定	左記のとおり、別途整備
	2	駅前交番	区画整理事業内で移転予定	特に記載なし(左記のとおり)
	3	公衆トイレ	別途検討中	特に記載なし(左記のとおり)
	4	耐震性貯水槽	梶野公園内に整備済	整備済(左記のとおり)
長期総合計画	5	市民活動センター	未整備(市民協働支援センター準備室を設置)	市民協働支援センター整備を「主な事業」として推進
	6	男女平等推進センター	未整備(第3次行動計画に記載)	「主な事業」として整備を検討
	7	防災センター	未整備(地域防災計画に記載)	「主な事業」として新庁舎内の整備を推進
	8	消費生活センター	未整備(審議会答申あり)	「主な取組」として整備を推進
	9	保健福祉総合センター	未整備(保健福祉総合計画に記載予定)	「主な取組」として設置を検討
	10	生涯学習支援センター	未整備(生涯学習推進計画に記載)	特に記載なし(整備年度が未定のため)
	11	産業振興センター	未整備(根拠規定なし)	特に記載なし(個別計画にも予定がないため)
	12	障害者就労支援センター	市役所第2庁舎内に整備済	整備済(左記のとおり)
法令・ニーズ	13	地元農産物等の生鮮食品販売所	未整備(農業振興基本計画に記載)	特に記載なし
	14	シルバー人材センター東部拠点	整備するか検討	特に記載なし
	15	図書館機能の充実	整備するか検討	特に記載なし
	16	こども館	整備するか検討	特に記載なし
	17	水とみどりの科学館(環境博物館)	整備するか検討	特に記載なし

3 整備計画

(1) 計画のコンセプト

**東小金井の居間（リビング）**  
幅広い人たちが立ち寄り、思い思いに過ごせ、様々な交流の輪が広がっていく場

① 多世代交流

- 新たなまちづくりが進む東小金井地域では、小金井生まれ小金井育ちの「小金井っ子」から最近転入してきた人まで、市民の多様化はさらに進む。
- まちの核となるとともに、幅広い人たちが立ち寄り、思い思いに過ごせ、様々な交流の輪が広がっていく場が必要⇒「多世代交流」が第一のキーワード

② 多目的複合

- 整備構想などの過去の検討等を踏まえると、東小金井地域には「多目的複合」の施設を整備すべき
- 既往計画や調査から、施設に導入されるべき機能を右表に示す8つに整理。中でも、「多世代交流」及び「多目的複合」の観点から、⑤交流機能に③学習・図書機能及び⑥情報機能を併せたものを基本機能とし、そこに他の機能を付加

8つの機能
①会議・相談（小会議室等）
②集会・イベント機能（ホール等）
③学習・図書機能（学習・図書コーナー）
④福祉（子育て支援を含む）・医療機能（健診・談話等）
⑤交流機能（たまり場・居場所・広場）
⑥情報機能（閲覧・検索コーナー）
⑦事務機能（事務室等）
⑧保管・備蓄機能（ロッカー・倉庫等）

③ 最適な推進

- まちづくり事業用地は、公共施設整備ありきではなく、公共資産の活用も含めた最適な公共施設の整備及び公共資産の活用が必要
- 公共資産の活用では、一定の条件を設けたうえでの売却の可能性についても検討したが、駅周辺でまとまった面積の土地を市が確保できることはまれであり、市民が広く活用できるよう、Ⅰ期①2,024㎡、②1,080㎡及びⅡ期③1,622㎡などについては、市による保有を前提

(2) 整備・活用のあり方

<p>土地利用ゾーニングイメージ</p>	<p>◆整備・活用のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民の交流や憩いのための広場を中心とした多目的交流施設に対する市民ニーズに応えることを優先</li> <li>(2) 広場と小規模かつ簡易な施設（延べ床面積400㎡程度）が一体となった多目的な用途に対応できる公共施設を整備</li> <li>(3) 将来の市民ニーズの変化に対応することも可能</li> </ol> <p>○敷地①②を一体的に広場を中心に活用</p> <p>○敷地②の一部に小規模かつ簡易な公共施設（延べ床400㎡程度）</p>
<p>【広場のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芝生及びデッキ等</li> <li>・敷地の一部にコンテナ等を活用したカフェ等を配置</li> <li>・イベント等に活用できるよう電気、水道等を配置</li> </ul>	<p>【公共施設のイメージ】</p> <p>1階：⑤交流機能を中心に、③学習・図書機能、⑥情報機能及び⑦事務機能</p> <p>2階：①会議・相談機能と②多目的に利用できるスペース（間仕切りで区切り最大50人程度）</p>

◆財源確保の考え方

- ア) 起債：広場部分及び施設部分ともに、「一般事業」（充当率75%）として起債可能
- イ) 補助金等：市町村総合交付金振興割地域特選枠は、事業の内容によっては採択の可能性があります。  
社会資本整備総合交付金の利用は現時点での可能性は低い。
- ウ) 地代収入：敷地及び施設の一部を民間に賃貸することは可能だが、金額はわずか。

(3) 課題

① まちづくり事業用地の一体的活用について

- まちづくり事業用地における市民の利用及び資産活用においては、一体的に活用した方が利便性も高く、地代収入等の総額も大きくなると考えられるため、Ⅰ期分とⅡ期分の一体的な活用が必要
- Ⅰ期分は、広場と一体となった交流施設を基本とした整備を図ることとなるが、利用者の動線や施設のデザインを含めて、2つの敷地の一体的活用を図ることが必要
- Ⅱ期分についても、売却せずに利活用を図る場合には、Ⅰ期に隣接する敷地については、Ⅰ期の広場・施設との一体的活用ができる限り実現するよう留意することが必要

② 地元企業等との連携について

- 多目的広場及び公共施設の整備や活用に当たって、独創性のある地元企業等との連携を図ることで、より利便性が高く、市民に親しまれる東小金井地域の中核となる施設としていくことが可能
- 事業化に当たっては、地元企業等の意見を聞き、協力を得る機会を設ける等により、可能な限り地元企業等との連携を図ることが必要

③ 市民参加及び推進体制について

- 整備される公共施設が「やさしさと生きがいの拠点」として「賑わい」、「交流」、「生涯学習」、「健康・福祉」の4つの機能を高め、市民に親しまれる施設とするためには、今後も市民参加で基本設計等を進めていくことが必要（本計画の策定にあたっては、市民アンケート、2回の市民ワークショップと市民説明会及びパブリック・コメントを踏まえ、市民参加の策定委員会で議論）。
- 多目的な施設となることから、最適な利活用を図るため、市においても必要に応じて庁内横断的な推進体制を整備することが必要

④ 暫定的な活用について

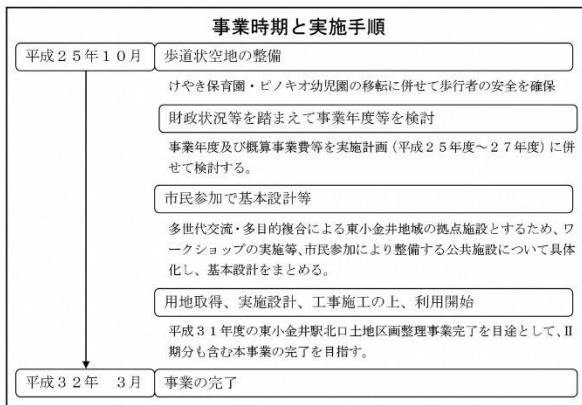
- 現在、本市は危機的な財政状況に陥っており、予算が確保できず、直ちに用地を取得して施設整備事業を進められない場合も想定
- その場合には、土地開発公社と協議して、まちづくり事業用地の暫定的な利活用について検討
- 平成25年度の市立けやき保育園・ピノキオ幼児園の移転に合わせて、歩道状空を整備する必要

⑤ 事業の計画的な推進について

- 財政面での厳しい状況が続く中であっても、事業化に向けて補助事業などの適用可能性について検討するなど、速やかな実現化に向けた検討を推進

(4) 目標時期と実施手順

- まちづくり事業用地のⅠ期分における施設整備及び公共資産の活用に係る事業は、東小金井駅北口土地区画整理事業が完了する平成31年度末を目途として実施



東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画 概要版 平成25年3月 発行 小金井市 企画財政部 企画政策課	〒184-8504 東京都小金井市本町6-6-3 Tel : 042-387-9800 Fax : 042-387-1224 http://www.city.koganei.lg.jp
--	--

## 国有地、都有地に関する状況報告

### ①国有地（上水公園）

→所管部署（関東財務局）

平成29年2月17日に状況説明した。

現状の公園用地として活用する場合は無償であるが、中間処理施設として活用する場合は不動産鑑定等に基づいた価格で取得が必要との説明であった。

また、取得に当たっては、使用用途を明確にした上での協議の結果となる。

→市所管部署（生涯学習部生涯学習課）

上水公園を廃止することになるのであれば、グラウンド機能等についての代替施設の検討が必要となる。

### ②都有地（都立公園）

→所管部署（東京都建設局公園緑地部公園課）

平成29年2月7日に状況説明し、地元要望を伝えた。

都からは、都市計画公園に関する方針と都市計画法について説明があった。

- ・現状、都では人口当たりの公園面積の比率を上げる方針を維持しており、廃園予定はない。
- ・小金井市内の都市公園は、都市計画法に基づく都市施設として整備されているため、ごみ処理施設としての使用はできない。また占有施設としての対象にもならないことから、都市計画の変更をせずに使用できることはない。都市計画事業はその役割を担い、法的に安定させるために都市計画決定している施設であることから、都市計画を変更するためには、特定の場所を候補地とすることについて、他に選りがたい理由が明確でなければならない。

本市からは、継続して協議相談を依頼した。

## 再配置候補地の選定に関する検討の過程について

日付	概要	内容
平成25年5月20日	部内打合せ	清掃関連施設の再配置について、打合せを始めた。 蛇の目ミシン工業跡地にある施設の移転、二枚橋焼却場跡地の活用、中間処理場の更新、南町分室の移転を含め検討することとした。
平成25年7月31日	建築指導事務所に相談	中間処理場の更新に関する懸案事項を相談した。現有地において稼働更新を行うなどの一定条件が整えば、建築確認申請が可能になるとのこと。
平成25年8月2日	部内打合せ	中間処理場については、隣接所有地の取得やメタセコイヤ広場の活用を含め稼働更新の検討をし、二枚橋焼却場跡地に空き缶とペットボトル処理施設、布等ストックヤードと清掃分室を移転し、貫井南町の清掃分室跡地にシルバー人材センターを配置する案も出た。
平成25年8月12日	部内打合せ	検討状況を環境部長に報告した。
平成25年10月10日	部内打合せ	中間処理場のプラント担当者を交え、現地を確認し、意見を交換した。大規模修繕の困難性を確認した。
平成25年10月15日	部内打合せ	中間処理場運営協議会からは、「なるべく、敷地南側に建設を希望する」旨の意向があることが報告された。それを踏まえ、現有地における稼働更新を含めた検討を進めることにした。
平成25年10月22日	関連部局打合せ	都市計画関連部署等も交え、中間処理場の都市計画に関する検討を行った。
平成25年11月11日	部内打合せ	中間処理場隣接の所有地について、市有地との交換の打診があったことから、所有地や中間処理場敷地を分断する市道も含めた検討をしていくこととなった。
平成26年3月26日	部内打合せ	中間処理場における都市計画区域変更について検討した。
平成26年6月11日	小金井東部の環境を良くする会から要請書受理	二枚橋跡地の活用アンケート結果による要請があった。…第3回協議会資料参照
平成26年7月20日	小金井東部の環境を良くする会との懇談	要請書の意見の取り扱いについて、府中市所有分の敷地購入について、意見交換した。
平成26年9月11日	部内打合せ	中間処理場の用途地域と都市計画について検討した。
平成26年9月16日	部内打合せ	新庁舎建設計画の一時凍結に関する影響について検討した。他の市有地等への再配置の可能性について、道路付けや近隣の状況等の要件を確認しながら検討した。
平成26年10月7日	部内打合せ	中間処理場の更新について、隣接地などを取得し、全体を一団化して建替える案を基本として検討することとした。用途地域変更に際しては、地区計画などの上位計画との整合性を図る必要があり、相応の準備期間を要することが確認された。
平成26年10月14日	理事者報告	検討状況を口頭で報告した。
平成26年11月26日	理事者報告	環境部内で検討した再配置素案を報告し、今後は全庁的な検討事項としたい旨報告した。
平成26年12月1日	府中市あて文書送付	「二枚橋焼却場跡地の取得について(依頼)」を提出した。

日付	概要	内容
平成27年1月28日	小金井市議会 建設環境委員会	委員会において、清掃関連施設の再配置に関する質疑応答があった。
平成27年2月13日	理事者協議	二枚橋焼却場跡地への清掃関連施設再配置について協議した。
平成27年2月15日	小金井東部の環境を 良くする会との懇談	二枚橋焼却場の都市計画の変更(廃止)について、要請書の意見の取り扱いについて、府中市所有分の敷地購入について、意見交換した。
平成27年2月25日	理事者協議	二枚橋焼却場跡地の府中市所有分について、調布市にも取得意向がある旨について協議した。
平成27年4月15日	部内打合せ	清掃関連施設の再配置について、環境部案の課題確認や庁内関係各課との調整について検討した。
平成27年4月24日	福祉保健部への説明	清掃関連施設の再配置に関する環境部案について説明した。
平成27年5月12日	庁議(部長会)	庁舎建設予定地にある清掃関連施設について報告した。
平成27年5月13日	企画政策課への説明	清掃関連施設の再配置に関する環境部案について説明した。今後の長期総合計画、中期財政計画への反映や、公共施設マネジメントの観点からの意見交換をした。
平成27年5月17日	小金井東部の環境を 良くする会との懇談	二枚橋跡地計画の説明要請に対し、市内廃棄物関連施設のあり方の整理・検討への着手として、現時点では庁舎建設予定地にある資源物処理施設が想定される旨を回答。東部の環境を良くする会としては「公園にしてみたい」「現時点の想定は確定したものではない」「地元住民を無視し、押し付けないでほしい」という3点を確認された。
平成27年6月16日	庁議	資源循環型社会推進調査特別委員会において、二枚橋焼却場跡地利用の考え方について口頭報告することについて諮った。
平成27年6月19日	小金井市議会 資源循環型社会推進調査 特別委員会口頭報告	二枚橋焼却場跡地利用の考え方について、口頭報告した。
平成27年7月13日	理事者協議	清掃関連施設の再配置について協議した。
平成27年7月21日	理事者協議	二枚橋焼却場跡地の都市計画変更(廃止)に係る課題を整理した。
平成27年7月23日	理事者協議	二枚橋焼却場跡地に係る関係3市の部長協議に係る課題を検討した。
平成27年7月29日	理事者協議	東京都への相談に際し、確認事項を整理した。
平成27年7月30日	東京都都市基盤部に相談	二枚橋焼却場跡地の都市計画変更(廃止)について相談した。
平成27年8月4日	理事者協議	7月30日の都への相談について報告した。
平成27年8月5日	3市協議(部長)	二枚橋焼却場跡地に係る関係3市の部長が協議した。
平成27年8月14日	市議会会派代表者会議	二枚橋焼却場跡地に関する、府中、調布、小金井の3市長間での協議について説明した。
平成27年8月18日	東京都都市基盤部に相談	二枚橋焼却場跡地の都市計画変更(廃止)の要件について確認した。
平成27年8月19日	小金井市議会 資源循環型社会推進調査 特別委員会協議会	二枚橋焼却場跡地に関する、府中、調布、小金井の3市長間での協議について説明した。

日付	概要	内容
平成27年8月24日	市長、副市長打合せ (報告)	8月18日の都への相談について報告した。
平成27年8月31日	理事者協議	二枚橋焼却場跡地に係る関係3市覚書について、協議した。
平成27年11月22日	小金井東部の環境を 良くする会との懇談	府中市所有分の土地購入に関する覚書の締結前について事前報告し、調布市が2,200㎡、小金井市が1,500㎡購入すること、当月内の締結予定を説明した。
平成27年11月30日	3市間	府中市、調布市との3市間で「二枚橋衛生組合ごみ焼却場跡地の売買及び利用並びに都市計画の変更に関する覚書」を締結した。
平成28年1月5日	市長に報告	新市長にごみ対策課の懸案事項等について説明した。
平成28年5月11日	部内	東村山市「秋水園」を視察し、不燃ごみの中間処理のあり方を検討する機会となった。
平成28年5月	部内検討	不燃ごみの中間処理のあり方について、民間処理施設に打診、相談を始めた。
平成28年5月27日	市議会全員協議会開催	二枚橋衛生組合ごみ焼却場の都市計画の変更(廃止)に関する説明会に先立ち、説明した。
平成28年6月12日	小金井東部の環境を 良くする会との懇談	6月18日の都市計画変更(廃止)に関する説明会に先立ち、「跡地活用の方向性に市長交代の影響がないこと」「跡地利用について協議会を立ち上げるため、参加してほしいこと」を説明。東部環境を良くする会からは、H26.6.11の要請書はごみ対策課宛でなく、市長宛なので、再度庁内で検討してほしい旨要請される。また協議会については、要請書の件に併せて検討するので改めて会議に出席してほしい旨が伝えられた。
平成28年6月18日	二枚橋衛生組合ごみ焼却場の 都市計画案説明会	府中市・調布市・小金井市の3市の二枚橋衛生組合ごみ焼却場の都市計画案説明会を実施した。
平成28年6月21日	庁議(部長会)	全ての部長に、二枚橋焼却場跡地の利活用を確認した。
平成28年7月5日	理事者協議	「清掃関連施設再配置事業に係る行政決定に至るプロセス予定について」相談し、ごみ総合対策推進本部にて方針を決定し、候補地周辺の町会自治会等に説明することとなった。
平成28年7月19日	多摩環境事務所に相談	不燃ごみの中間処理のあり方について、相談した。
平成28年7月19日	日本共産党小金井市議団から 「清掃関連施設等整備計画 についての申し入れ」受理	地元住民の理解が得られない中で、清掃関連施設整備基本計画策定のための市民検討会議や地元の運営協議会の発足を拙速に進めない要請があった。・・・第3回協議会資料参照
平成28年7月20日	ごみ総合対策推進本部	清掃関連施設整備基本計画策定ににあたり、中間処理場と二枚橋焼却場跡地を候補地とすることを諮り、方針決定が了承された。
平成28年7月24日	小金井東部の環境を 良くする会との懇談	部長会で要請書についての情報共有を図り、特段の利用意向がなかったこと、ごみ総合対策推進本部において、候補地を決定したことを説明した。二つの協議会と検討会議の位置づけについて、文書での回答が要請された。
平成28年8月2日	小金井東部の環境を 良くする会への文書回答	7月24日で要請された件について、文書で回答した。
平成28年8月7日	小金井東部の環境を 良くする会からの要請を受理	8月2日の回答に関し、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会について、協議会の名称及び所掌事務の見直し等の要請を受理した。

日付	概要	内容
平成28年8月8日	東京都資源循環部に相談	不燃ごみの中間処理のあり方、交付金等について相談した。
平成28年8月18日	小金井東部の環境を良くする会への文書回答	8月7日で要請された件について、文書で回答した。

候補地選定に当たっての留意事項

- ① ごみ対策課所管(取得予定の土地を含む)の市有地
- ② 市有地・・・面積、用途地域→現有計画、道路付け、周辺環境、通学路などを考慮  
市立公園(都市公園、緑地)  
庁舎建設予定地  
その他の市有地(まちづくり用地など)
- ↓
- ③ 国有地及び都用地





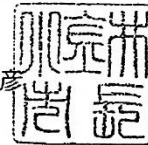
小環処発第10号

平成26年12月1日

府中市長

高野律雄様

小金井市長 稲葉 孝彦



## 二枚橋焼却場跡地の取得について（依頼）

師走の候、貴市ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当市の清掃行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、二枚橋衛生組合の運営及び解散に際しては、これまでの貴市の御理解、御協力に改めて御礼を申し上げます。

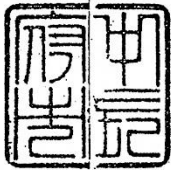
お陰様で、二枚橋衛生組合の承継事務も、平成26年度末をもちまして、全て終了する予定です。

つきましては、二枚橋焼却場跡地は準工業地域であり、市域全体が市街化区域である当市にとりまして有効な土地活用が期待されることから、貴市の所有する跡地全体の有償取得をお願いするとともに、特別な取り計らいを御依頼申し上げます。



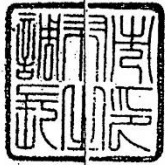
二枚橋衛生組合ごみ焼却場跡地の売買及び利用並びに都市計画の変更に関する覚書

府中市（以下「甲」という。）、調布市（以下「乙」という。）及び小金井市（以下「丙」という。）は、二枚橋衛生組合ごみ焼却場跡地（以下「跡地」という。）の売買及び利用並びに都市計画の変更に関する基本的な事項について、次のとおり覚書を取り交わす。



（土地の売買）

- 第1条 乙及び丙は、跡地のうち甲が所有する土地3,700.91㎡について、乙が概ね2,200㎡、丙が概ね1,500㎡を、別添図面に基づき、それぞれが甲から取得するものとする。
- 2 甲、乙及び丙は、乙及び丙が取得するそれぞれの土地の境界及び面積について、別添図面に基づき実測の上確定するものとする。
- 3 乙は、平成28年度予算の議決を前提に、同年度内に甲から取得するものとする。
- 4 丙は、甲が所有する土地について、早期に取得するものとし、その環境整備を図るものとする。なお、取得時期については、可能な限り早期に甲に示すものとする。



（跡地の利用）

- 第2条 甲、乙及び丙は、跡地利用について連携、協力を図るため、必要に応じ協議するものとする。
- 2 乙は、現在乙が所有する土地及び甲から取得する土地において、一般廃棄物の資源化処理及びし尿処理を目的とする施設を移転整備するものとする。
- 3 丙は、現在丙が所有する土地及び甲から取得する土地について、一般廃棄物の資源化処理に係る用途等の利用を図るものとする。



（売買価格）

- 第3条 売買価格については、二枚橋衛生組合の財産処分に際し、当該組合が解散時に所有していた一団の土地を等積で分割した経緯を踏まえ、甲及び乙並びに甲及び丙各々が協議し決定するものとする。

(都市計画の変更)

第4条 甲、乙及び丙は、府中都市計画、調布都市計画及び小金井都市計画「二枚橋衛生組合ごみ焼却場」(昭和31年12月14日建告第1978号)の廃止に向けた手続きを相互に連携し進めるものとする。  
2. 都市計画の変更に係る実務のうち共通して処理できるものについては、乙が担うこととし、甲及び丙は、当該実務に関し協力するものとする。

(三市の連携)

第5条 甲、乙及び丙は、この覚書の第1条から第4条に記載された事項が適正かつ円滑に実行されるよう、跡地分割の経緯を踏まえ、各々が十分な誠意をもって対応し、相互に連携し協力するものとする。

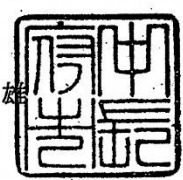
(その他)

第6条 この覚書に記載のない事項又はこの覚書に記載された事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で別途協議するものとする。

この覚書の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙で押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年11月30日

甲 府中市長 高野 律 雄



乙 調布市長 長友 貴 樹

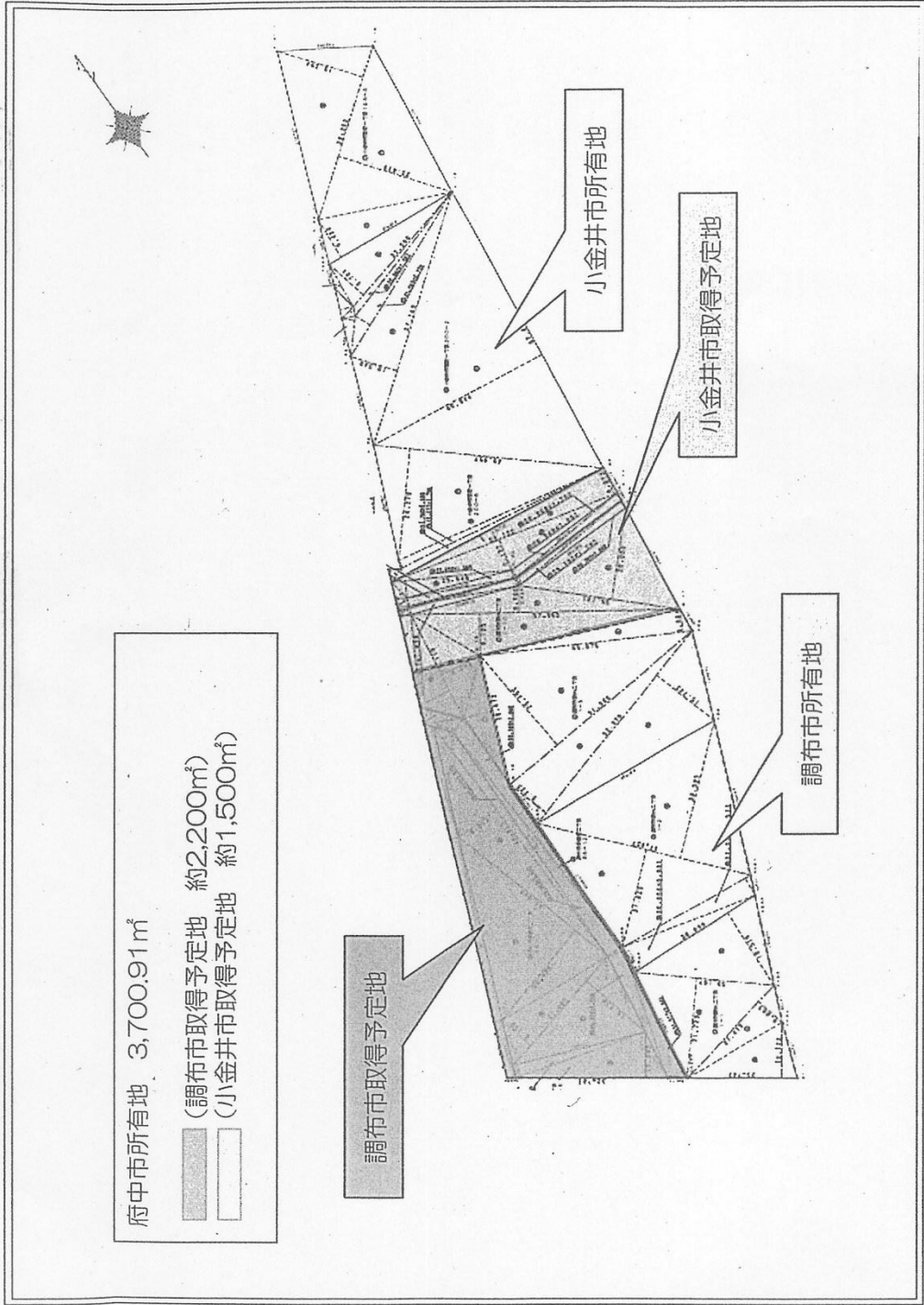


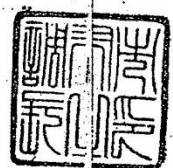
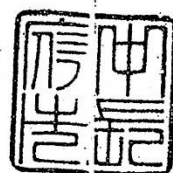
丙 小金井市長 稲葉 孝 彦



二枚橋衛生組合ごみ焼却場跡地中所有分の調布市及び小金井市による取得イメーシ図

二枚橋衛生組合ごみ焼却場跡地府中市所有分の調布市及び小金井市による取得イメージ図





平成28年度 第3回 ごみ総合対策推進本部会議 会議結果(要旨)	日時 平成28年7月20日(水) 8時55分～9時00分	場所 庁議室
出席者	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部長員：企画財政部長、総務部長、市民部長、環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、児童青少年担当部長、都市整備部長、まちづくり担当部長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、ごみ処理施設担当課長	
欠席者		
議題	1 清掃関連施設整備基本計画策定に係る候補地の方針決定について 2 その他	
資料	1 清掃関連施設整備基本計画策定に係る候補地の方針決定について 2 小金井東部の環境を良くする会の経過について 3 清掃関連施設等整備基本計画についての申し入れ	
(進行：環境部長) ○ 第3回ごみ総合対策推進本部会議を開催する。  1 本部長挨拶 ○ 日頃より、本市のごみ問題について皆さんには、あらゆる場面でご協力いただいていることに、心から感謝する。 さて、小金井市の最重要課題である「安定的な可燃ごみ処理体制の確立」に向けては、昨年7月1日に浅川清流環境組合が設立され、現在、同組合において、新可燃ごみ処理施設の整備・運営に向けた手続きを進めていると聞いている。また、今年度の広域支援については、多摩川衛生組合、国分寺市、昭島市、西多摩衛生組合の4団体に、ご支援をいただけることになった。皆さんも、ご支援をいただいた団体の方々と会合などで、お会いする機会がありましたら、心から御礼を述べていただきたい。なお、このことは、各課長さんをはじめ、すべての職員に伝えていただくようお願いする。 一方で可燃ごみ以外の不燃ごみや資源物についても、喫緊に取り組まなければならない課題もある。中間処理場の老朽化や、庁舎建設予定地にある資源物処理施設も整理しなければならない。課題解決に全力で取り組む所存であるので、ご協力よろしく願います。  2 副本部長挨拶 ○ 副市長に復帰後、初めてのごみ総合対策推進本部に参加するという事で、一言挨拶させていただく。小金井市の最重要課題である可燃ごみの処理については、平成27年7月に浅川清流環境組合を設立することができ、事業は進捗しているが、日野市では、まだこの広域化に反対されている地元の皆様へ丁寧な説明を重ねている状況であると聞いている。また、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでは、引き続き、広域支援をお願いしなければならない状況は変わらない。皆様への感謝の気持ちを持っていただきたい。 また、先程本部長から発言のあったとおり、中間処理場の老朽化等に対応するため、清掃関連施設の再配置に取り組まなければならない。 今後とも、この事業を進めていくにあたり、整理しなければならない諸課題もあるとは思いますが、本部長(市長)と力を合わせて、事業を進めてまいりますので、こちらの皆さんにも引き続きのご協力をお願いし、簡単ではあるが、挨拶とさせていただきます。  (本件については、以上で終了)  3 議題1 清掃関連施設整備基本計画策定に係る候補地の方針決定について ○ 資料について、担当から説明する。		

(資料1 説明：ごみ対策課長)

- 提出した資料について、説明させていただく。平成28年度、29年度の2ヵ年において、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物の積替え、選別、圧縮などの中間処理施設の効果的配置と効率的運営を図るため、再配置計画を策定するものである。ついては、現在、貫井北町の中間処理場の施設と、中町の空缶・古紙等処理場にある施設を、中間処理場及び二枚橋焼却場跡地の2ヵ所の敷地を候補地とする方針決定いたしたいと考えている。

今回、配置するごみの種類は、可燃ごみ以外の一切が対象となる。候補地周辺地域の住民の方から、行政決定前の情報提供及び協議を求められていることから、本日、方針決定をいただけたら、近日中に、貫井北町及び東町の地元の方に、情報提供と説明に入りたいと、考えている。

(資料2 説明：ごみ対策課長)

- また、小金井東部の環境を良くする会の経過については、資料に記載のとおりである。

(環境部長 補足説明)

- 資料3のような申し入れがあったところであるが、貫井北町には中間処理場の運営協議会が存在しており、こちらが地元運営協議会として対応していただけることになっている。東町においても近隣の5自治会・町会のうち、3会には協議会設置の了解をいただいている。残り2会については、接触できていないが、書面でのコンタクトも含め、継続して説明していく考えである。

【質疑】

- 清掃関連施設整備基本計画は、中間処理場については更新、ジャノメ跡地の資源物処理施設が二枚橋焼却場跡地に移転するというイメージか。

⇒ 効果的・効率的な運営のため、可燃ごみ以外の全ての品目について再配置を検討することとしている。

- 配置方法によっては、いずれかの敷地に集約できるということもありえるのか。

⇒ 安全かつ環境に配慮して配置するので、敷地形状などから勘案して、1か所に集約というのは困難だと考えている。負担分散の意味でも、集約は考えていない。

- 2か所以外にも負担分散しないかとの意見が出るかもしれない。

⇒ 候補地の適性について、説明したい。

- 本件については、このように方針決定させていただくことでよろしいか。

(出席委員より)

- 意義なし

(本件については、以上で終了。)

以上で、ごみ総合対策推進本部（平成28年度第3回）を終了した。

# 平成28年度 第3回 小金井市ごみ総合対策推進本部 議事案件

開催日：平成28年7月20日(水)

開催時刻：庁議終了後

場 所：庁 議 室

No.	付 議 事 項	区分		資料	
		協議	報告	有	無
1	清掃関連施設整備基本計画策定に係る候補地の方針決定について	○			当日配布
2	その他		○		当日配布



ごみ総合対策推進本部資料

環境部ごみ対策課  
平成28年7月20日

清掃関連施設整備基本計画策定に係る候補地の方針決定について

1 方針決定内容

清掃関連施設再配置予定地は、下記のとおりとし、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物等の積替え、選別、圧縮等の中間処理について、安定的かつ効率的処理体制の確立を図る。

- (1) 中間処理場（貫井北町1丁目8番25号）
- (2) 二枚橋焼却場跡地（東町1-7）

## 小金井東部の環境を良くする会の経過について

日付	内容	備考
H26. 6. 11	二枚橋焼却場跡地利用 についての要請書提出 (アンケート結果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 二枚橋焼却場跡地は自然公園及びその 付属施設（例えば無料休憩所）とする ことを提案したい。</li> <li>● この地元要望を市に積極的に受け止め てもらいたい。</li> <li>● 意見交換の場を設けたい。</li> </ul>
H26. 7. 20	会議開催 <出席者> ●稲葉市長 ●藤田ごみ処理施設 担当課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● H26. 6. 11 要請書について意見を取り入 れてもらいたい。</li> <li>→ 二枚橋焼却場跡地は元の構成市で均等 に配分している。小金井市所有分は 3 月まで東京電力に貸す予定である。調 布市は調布市の考え方があり、府中市 分は小金井市で購入したい。</li> <li>● 府中市の土地の購入理由は。</li> <li>→ 二枚橋運営での府中市の協力や解散の 経過を考慮した。</li> </ul>
H27. 2. 15	会議開催 <出席者> ●稲葉市長 ●藤田ごみ処理施設 担当課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 府中市の土地の購入について具体的な 計画があるのか。</li> <li>→ 計画を立てるまでには至っていない。 一方、都市計画は 3 市同時に外すなり 変更することになると考える。</li> <li>● 計画がないならば買う必要がないので はないか。</li> <li>→ 二枚橋の解散や広域支援でお世話にな った経過や市有地を増やしたいとの思 いから購入したい考えを持っている。</li> <li>● H26. 6. 11 要請書について意見を取り入 れてもらいたい。</li> <li>→ 二枚橋はこれまでもお世話になってき たので、ご意見として伺いたい。</li> </ul>

<p>H27. 5. 17</p>	<p>会議開催          &lt;出席者&gt;          ●中谷環境部長          ●藤田ごみ処理施設          担当課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 二枚橋焼却場跡地の計画について説明願う。</li> <li>→ 市内廃棄物関連施設のあり方等の整理・検討に着手したい。現時点では、庁舎建設予定地にある資源物処理施設等が想定される。</li> <li>● 東部の環境を良くする会としては、「①二枚橋焼却場跡地は公園にしてもらいたい。②市の想定は市が確定したものではない。③地元住民を無視しないことと押し付けはしないでもらいたい。」の3点を確認した。</li> </ul>
<p>H27. 11. 22</p>	<p>会議開催          &lt;出席者&gt;          ●中谷環境部長          ●小野ごみ対策課長          ●藤田ごみ処理施設          担当課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 府中市の土地を購入する覚書の締結前に、東部の環境を良くする会に説明をする約束だった。今回がその報告か。</li> <li>→ 二枚橋焼却場跡地の件について、地元の皆さんに報告する。府中市所有分の約2,200㎡を調布市が、残りの約1,500㎡を小金井市が購入することとなった。今月中には関係3市間で覚書を締結する予定である。</li> </ul>
<p>H28. 6. 12</p>	<p>会議開催          &lt;出席者&gt;          ●西岡市長          ●柿崎環境部長          ●小野ごみ対策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 6月18日開催の都市計画の廃止に係る説明会に先立ち、「①跡地の活用の方向性について前市長の考え方は変えていない。②廃棄物処理事業に係る二枚橋焼却場跡地の利用について「協議会」を立ち上げる。」ので、東部の環境を良くする会からも参加して欲しい。</li> <li>● H26. 6. 11 要請書は、市長に出しているものでごみ対策課に出しているものではない。再度庁内で検討して欲しい。協議会については要請書の件に併せて検討するので、改めて本会議に出席して欲しい。</li> <li>→ 要請書については持ち帰り検討する。</li> </ul>

## 施設整備計画について

清掃関連施設としては、以下の8つの施設を整備する計画となっています。

- ①不燃・粗大ごみ処理施設
- ②プラスチックごみ処理施設
- ③リユース品展示販売所
- ④びん処理施設
- ⑤ペットボトル処理施設
- ⑥空き缶処理施設
- ⑦古紙・布ストックヤード
- ⑧災害廃棄物一時保管場所

清掃関連施設整備基本計画の策定に向けて処理施設の組み合わせ及び処理工程を決定するにあたり、基本的に以下の方針を進めていくことを考えています。（第2回協議会で説明した内容を資料4-別紙1～3に添付しています。）

### ■資源物

○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第4条第1項）」において、市は一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するものと規定されていることから、市内で発生する一般廃棄物はできる限り市内で処理する。

○市内に一般廃棄物の民間処理許可業者が存在しない（資料4-3参照）ため、市が処理施設を設置して処理する。

処理対象物※1	現状	計画
④びん	市内民間委託※2	市内処理
⑤ペットボトル	市内処理（空缶・古紙等処理場）	
⑥空き缶		
⑦古紙・布	市内保管・積替え（一部市外）	市内保管・積替え

※1：処理対象物の番号は各施設の番号に対応。

※2：古紙、古繊維、くず鉄、空き瓶類の4品目を、その性質上、通常再生利用されるものという意味で専ら再生利用の目的となる一般廃棄物、いわゆる「専ら物」という。

専ら物のみ処分を業として行う者については一般廃棄物処理業の許可が不要。

■プラスチックごみ

○「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（第6条第3項）」において、市は容器包装廃棄物の分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることを求められていることから、市内で発生する容器包装廃棄物はできる限り市内で処理する。

○プラスチックごみの一部として分別収集されるプラスチック製容器包装はペットボトルと同様に再商品化するため、資源物と同じく市が処理施設を設置して処理する。

処理対象物※1	現状	計画
②プラスチックごみ	市外民間委託 (中間処理場での積替えのみ)	市内処理

※1：処理対象物の番号は各施設の番号に対応。

■不燃・粗大系ごみ

○市内処理と市外民間委託とは、市内・市外いずれにおいても環境的側面及び社会・事業的側面で両者に大きな相違が見られないが、燃やさないごみ・粗大ごみを市内処理する施設は以下のような課題を有する。

- ・破砕設備や選別設備などは、比較的建設コストが大きくなる。
- ・設備の経年劣化に伴い修繕費などが大きくなる。
- ・破砕設備などは騒音・振動発生源となりうる。
- ・破砕設備などを設置した場合、「ごみ処理施設」として都市計画決定の手続きが必要となり整備期間が長くなる。 など

○現在、市内の中間処理場で処理しているが、市内には積替え保管施設を設置して市外の民間処理施設に中間処理を委託する。(資料4-1 3参照)

処理対象物※1	現状	計画
①燃やさないごみ	市内処理（中間処理場）	市外民間委託（市内積替えのみ）
①粗大ごみ		市外民間委託（市内一部手作業解体）

※1：処理対象物の番号は各施設の番号に対応。

参考：多摩地域 民間一般廃棄物処理施設（破碎・不燃・資源ごみ）

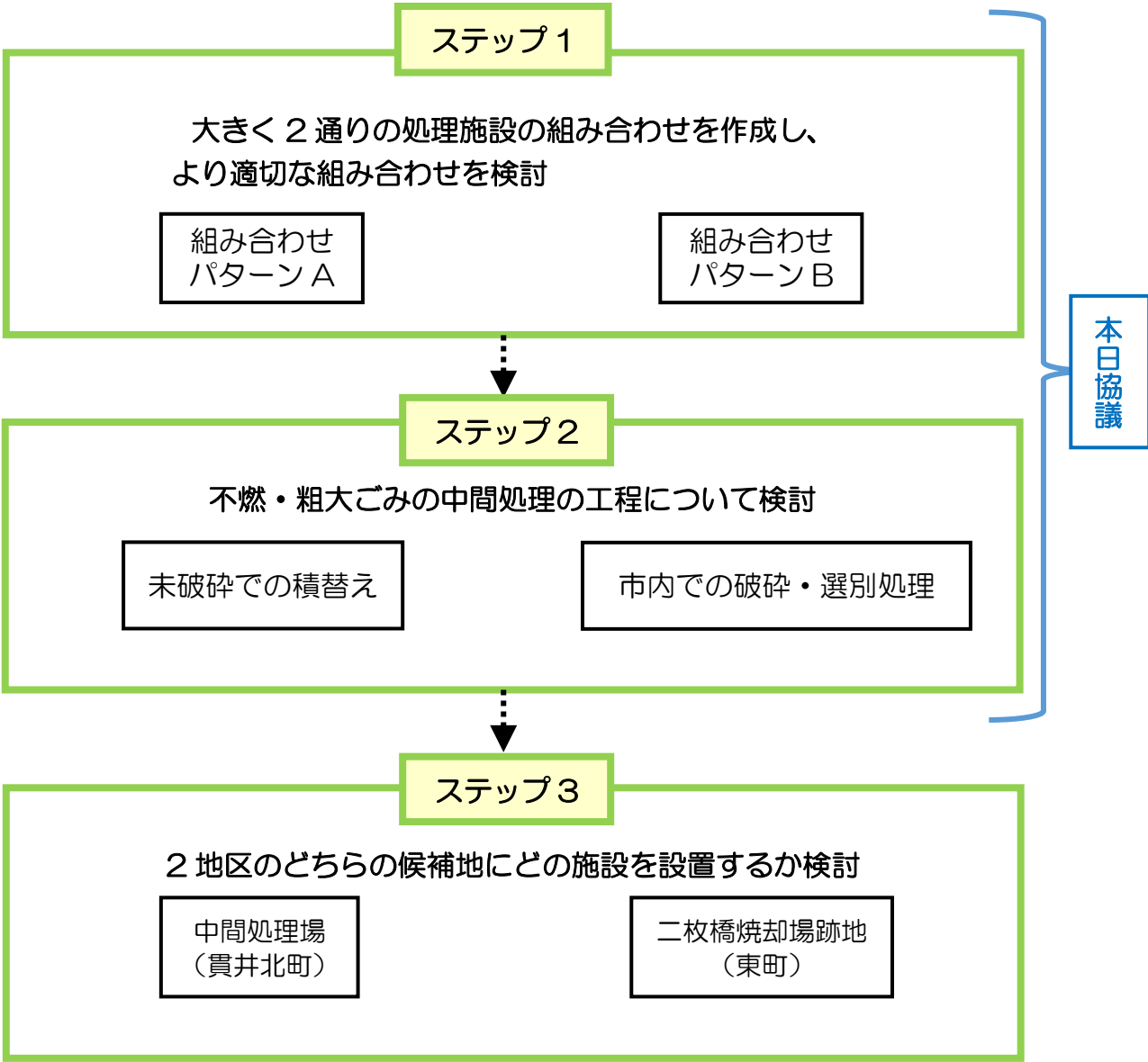
団体名	施設名	施設所在地	施設種類	処理能力	規模	竣工年月
(株)大久保	多摩古紙センター昭島	昭島市武蔵野 2-9-33	圧縮	110t/日	110t×1	H12.4
(株)グリーンハーモニー		清瀬市下清戸 3-23	破碎	50t/日	50t×1	H3.8
武蔵村山資源(有)	リサイクルセンター	武蔵村山市伊奈平 2-29-1	圧縮・選別	20t/日	20t×1	H3.10
加藤商事(株)		東村山市恩田町 1-12-3	圧縮・梱包	68.8/日	32t×2+4.8t	H17.2
青南建設(株)	青梅工場	青梅市新町 6-8-7	破碎	1039t/日	378t+661t	H14.4
(株)エコワスプラント	日の出リサイクルプラント	日の出町大字平井字三吉野下原3-1	破碎	157.9t/日	157.9t×1	H15.5
(有)ケイハツ	中間処理工場	羽村市羽 4142-1	破碎	20.48t/日	20.48t×1	H13.1
(株)加藤商事		瑞穂町長岡 3-5-15	破碎、圧縮・梱包	破碎 10.24t/日 圧縮・梱包11.2t/日	6.4t+2.8t+1.04t 11.2t	H17.5
(株)リスト		国立市泉 1-8-3	破碎	52.6t/日	52.6t×1	H15.10
比留間運送(株)		武蔵村山市伊奈平 3-25-5	破碎、圧縮・梱包、圧縮（溶融）（発酵）	294.2t/日	104+180+4.3+2.4+3.5t	H8.6
永和鉄鋼(株)	第二工場	西多摩郡瑞穂町長岡3-4-20	破碎	112t/日	112t×1	H1.4
(有)大進緑建		羽村市緑ヶ丘 3-6-4	破碎	38.2t/日	38.2t×1	H25.3
(有)柳産業		国立市泉1-14-11	破碎	50.0t/日	50t×1	H3.2

出典）東京都資料（平成 28 年 8 月 1 日現在）

施設整備検討フロー

- 候補地の一方に処理施設を集約するのではなく、分散して施設を整備する方針とします。
- 施設整備計画の検討は次の3ステップに沿って検討していきます<ステップ1～3の検討フロー>。

本日はステップ1、ステップ2の方針を協議します。



### 処理施設の組み合わせの検討（ステップ1）

ステップ1では、必要となる処理施設の組み合わせの検討をします。

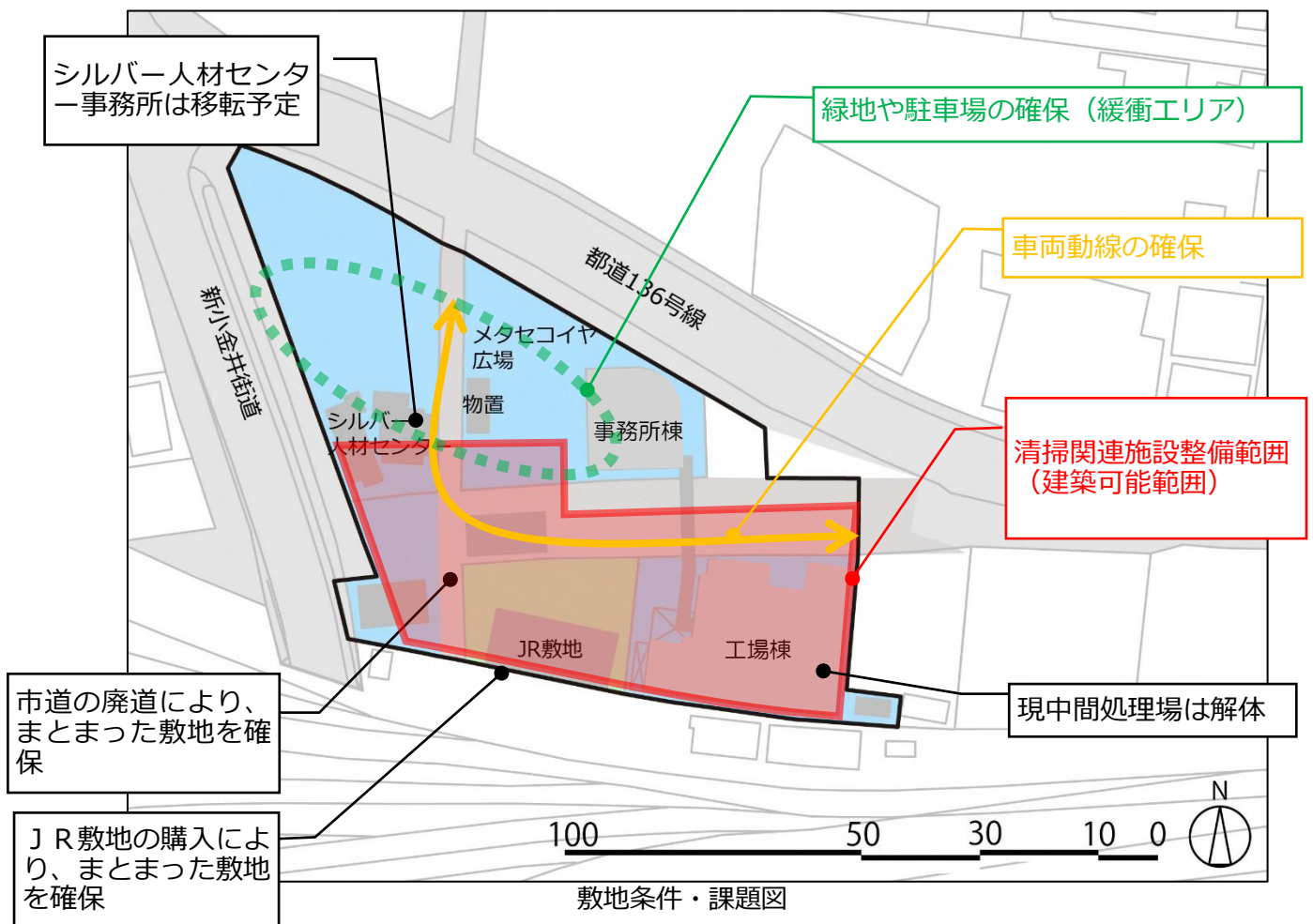
#### 1.処理施設の面積と建築可能な面積の検討

候補地における概ねの建築可能面積については、敷地の諸条件を考慮すると以下の通りです。

○中間処理場（貫井北町）

**建築可能面積 約 2,700 m<sup>2</sup>**（2階建ての延べ床面積：約 5,400 m<sup>2</sup>）

敷地面積約 5,700 m<sup>2</sup>、建ぺい率 60%、容積率 200%



工場棟



メタセコイヤ広場



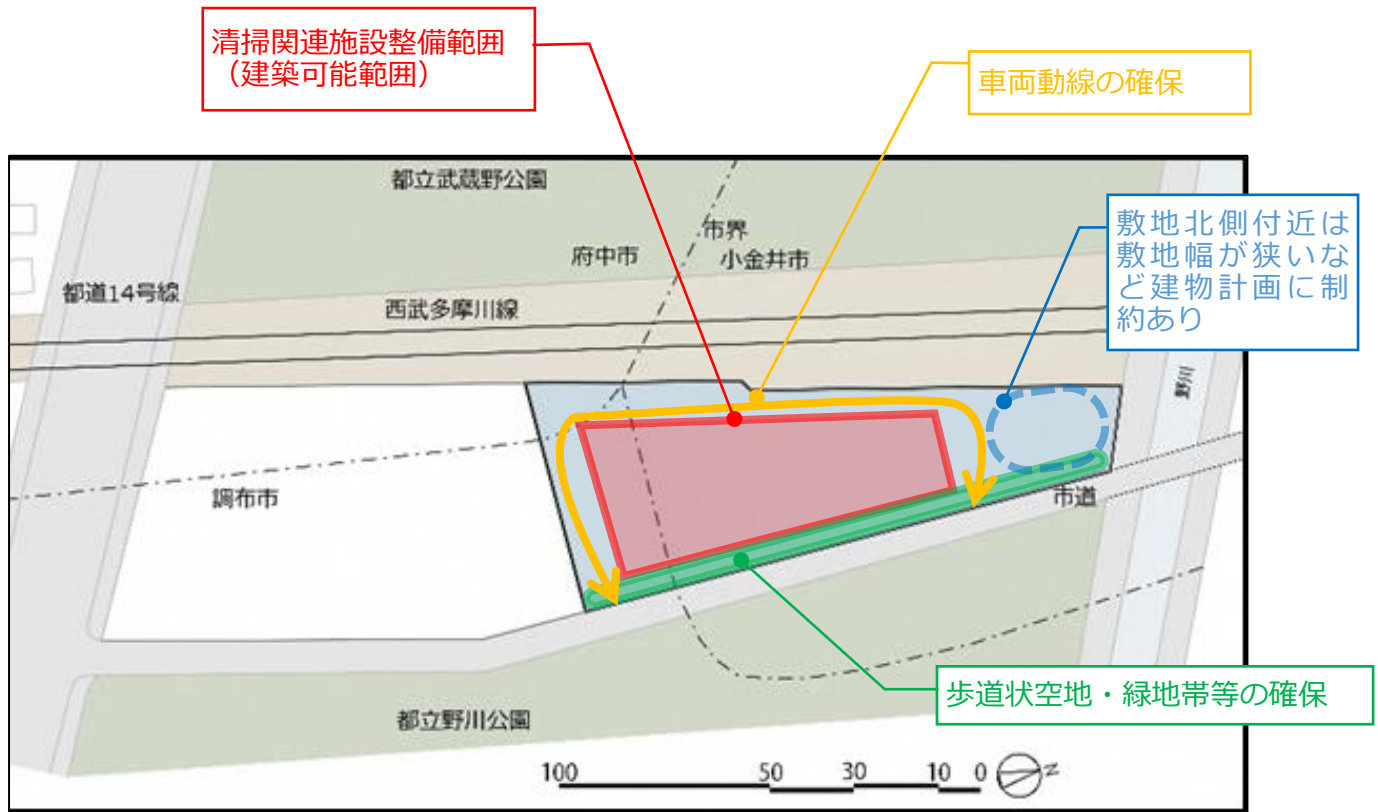
事務所棟



○二枚橋焼却場跡地

**建築可能面積 約 2,250 m<sup>2</sup>** (2階建ての延べ床面積：約 4,500 m<sup>2</sup>)

敷地面積約 5,100 m<sup>2</sup>、建ぺい率 60%、容積率 200%、



敷地条件・課題図



敷地を東から見る

○各処理施設の面積 小金井市には以下の8つの処理施設の検討が必要となります。

	①不燃・粗大ごみ 処理施設	②プラスチックごみ 処理施設	③リユース品展示 販売所	④びん処理施設	⑤ペットボトル 処理施設	⑥空き缶処理施設	⑦古紙・布 ストックヤード	⑧災害廃棄物 一時保管場所
イメージ	 破砕機 (現中間処理場)	 手選別コンベア作業 (民間処理施設)	 家具等販売所 (現リサイクル事業所)  家具等販売所 (現リサイクル事業所)	   選別後のびんのイメージ (民間処理施設)	  圧縮後のペットボトル (現ペットボトル処理施設)	  圧縮後の空き缶 (現空き缶処理施設)	 布ストックヤード (現ペットボトル処理施設)	 災害廃棄物一時保管場所 (現リサイクル事業所前)
処理の流れ	<p><b>収集・搬入</b></p> <p>↓</p> <p><b>破袋・選別</b> 不燃ごみは破袋された後、破砕不適物等の選別除去を行います。</p> <p>↓</p> <p><b>破砕</b> 粗大ごみ、選別後の不燃ごみは破砕機により破砕されます。</p> <p>↓</p> <p><b>選別</b> 破砕された処理物は機械により鉄屑、アルミ屑等に選別されます。</p> <p>↓</p> <p><b>保管・搬出</b> 一時保管後、リサイクル施設へ搬出します。</p>	<p><b>収集・搬入</b></p> <p>↓</p> <p><b>選別</b> 容リ協会(※) 不適合品の手選別除去等を行います。</p> <p>↓</p> <p><b>圧縮</b> 選別された適合品は機械で圧縮され、梱包されます。</p> <p>↓</p> <p><b>保管・搬出</b> 一時保管後、容リ協会へ引き渡します。 (不適合品は、リサイクル施設または焼却施設に搬出します。)</p>	<p><b>収集・搬入</b> 不燃・粗大ごみ破砕選別処理施設などから持ち込まれます。</p> <p>↓</p> <p><b>修繕</b> 家具等のリサイクル可能な物品を修理します。</p> <p>↓</p> <p><b>展示・販売</b> 修理された物品は施設内の家具等販売所にて販売されます。</p>	<p><b>収集・搬入</b></p> <p>↓</p> <p><b>選別</b> ガラスの色ごと(白、茶、その他)に手選別します。</p> <p>↓</p> <p><b>破砕</b></p> <p>↓</p> <p><b>保管・搬出</b> 一時保管後、有価物として売り払います。</p>	<p><b>収集・搬入</b></p> <p>↓</p> <p><b>破袋・選別</b> ペットボトルは破袋された後、異物の手選別除去等を行います。</p> <p>↓</p> <p><b>圧縮</b> 選別されたペットボトルは機械で圧縮され、梱包されます。</p> <p>↓</p> <p><b>保管・搬出</b> 一時保管後、容リ協会へ引き渡します。</p>	<p><b>収集・搬入</b></p> <p>↓</p> <p><b>選別</b> 異物等を手選別除去します。</p> <p>↓</p> <p><b>選別・圧縮</b> 機械によりアルミとスチールに選別し、圧縮して塊をつくります。</p> <p>↓</p> <p><b>保管・搬出</b> 一時保管後、有価物として売り払います。</p>	<p><b>収集・搬入</b></p> <p>↓</p> <p><b>保管</b> 収集された古紙等はストックヤードに一時保管します。</p> <p>↓</p> <p><b>搬出</b> 一時保管後、有価物として売り払います。</p>	大規模災害時以外においては、他の目的に利用可能です。
面延積床	約 2,700 m <sup>2</sup> (現施設約 1810 m <sup>2</sup> )	約 2,800 m <sup>2</sup>	約 500 m <sup>2</sup> (現施設約 390 m <sup>2</sup> )	約 600 m <sup>2</sup>	約 600 m <sup>2</sup> (現施設約 360 m <sup>2</sup> )	約 500 m <sup>2</sup> (現施設約 260 m <sup>2</sup> )	約 100 m <sup>2</sup>	-

※容リ協会とは、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会を示す。

これらの処理施設は候補地の一方だけには収まらないため、分散して配置する必要があります。(2階建て延床面積の上限は、中間処理場約 5,400 m<sup>2</sup>、二枚橋焼却場跡地約 4,500 m<sup>2</sup>)

## 2. 相関性の高い処理施設の組み合わせについての検討

効率の良いごみ処理施設とするため、以下の8つの検討処理施設の内、処理・選別工程として相関性が高い処理施設は一か所にまとめた組み合わせを検討します。

### 8つの検討処理施設

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ①不燃・粗大ごみ処理施設 | ②プラスチック処理施設  |
| ③リユース品展示販売所  | ④びん処理施設      |
| ⑤ペットボトル処理施設  | ⑥空き缶処理施設     |
| ⑦古紙・布ストックヤード | ⑧災害廃棄物一時保管場所 |

### A. 不燃・粗大ごみ

①、③については、粗大ごみを扱う施設となります。

①不燃・粗大ごみ処理施設	修理等を行うことにより製品として使用可能なものが含まれている場合、選別しリユース品となる可能性があります。
③リユース品展示販売所	資源物として回収されたものや、不燃・粗大ごみ破碎選別処理施設などから持ち込まれます。



①、③を同一敷地内にまとめることにより以下のメリットが考えられます。

- ・両施設間の効率的運営を図ることができます。
- ・市民の粗大ごみの持ち込みについて、検討が可能になります。



よって、①不燃・粗大ごみ処理施設、③リユース品展示販売所は、まとめて整備することがより効果的と考えられます。

**B.機械処理及び手選別を行うごみ**

②、④、⑤、⑥については、機械処理及び手選別を行う施設となります。

②プラスチック処理施設	容リ協会不適合品の手選別除去等を行います。
④びん処理施設	ガラスの色ごとに目視により（白、茶、その他）に手選別します。
⑤ペットボトル処理施設	破袋したペットボトルのキャップの取り外し、異物の手選別除去等を行います。
⑥空き缶処理施設	異物の手選別除去等を行います。



②、④、⑤、⑥を同一敷地内にまとめることにより以下のメリットが考えられます。

- 手選別ラインの一部共用化を検討することができます。
- 作業員の応援体制の構築が容易となります。



よって、②プラスチック処理施設、④びん処理施設、⑤ペットボトル処理施設、⑥空き缶処理施設は、まとめて整備することがより効率的と考えられます。

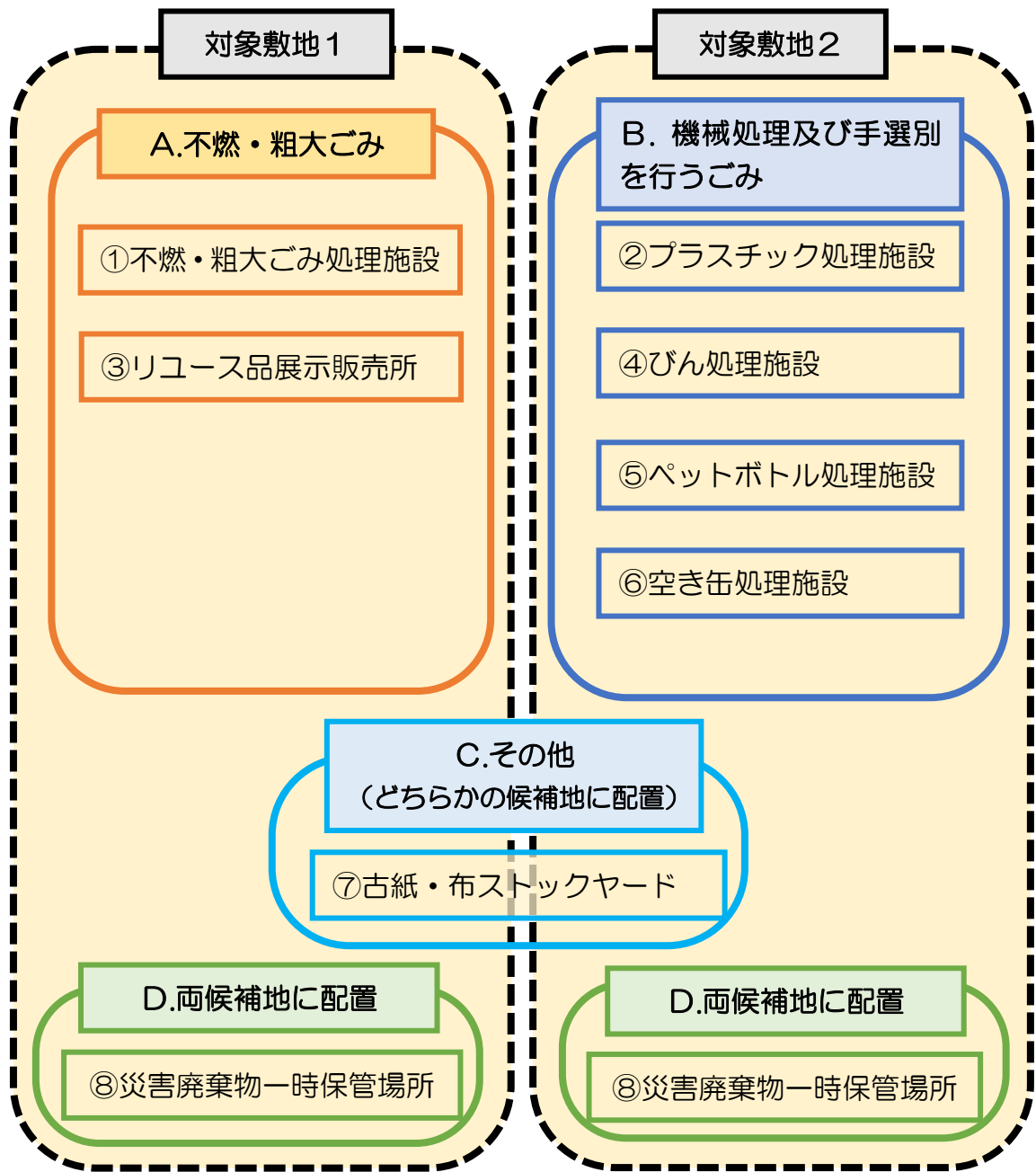
**C.その他**

⑦古紙・布については、一時保管のためのストックヤードが確保可能であれば、A、Bのどちらのグループに合わせて整備することも可能です。

**D.両候補地に配置**

⑧災害廃棄物一時保管場所については、市内に十分な面積を確保する必要があり、複数箇所整備することが望ましいと考えます。なお、通常時は駐車スペース等、他の目的の活用の検討が可能です。

相関性の高い処理施設の組み合わせのまとめ



## 不燃・粗大ごみの中間処理の工程の検討（ステップ2）

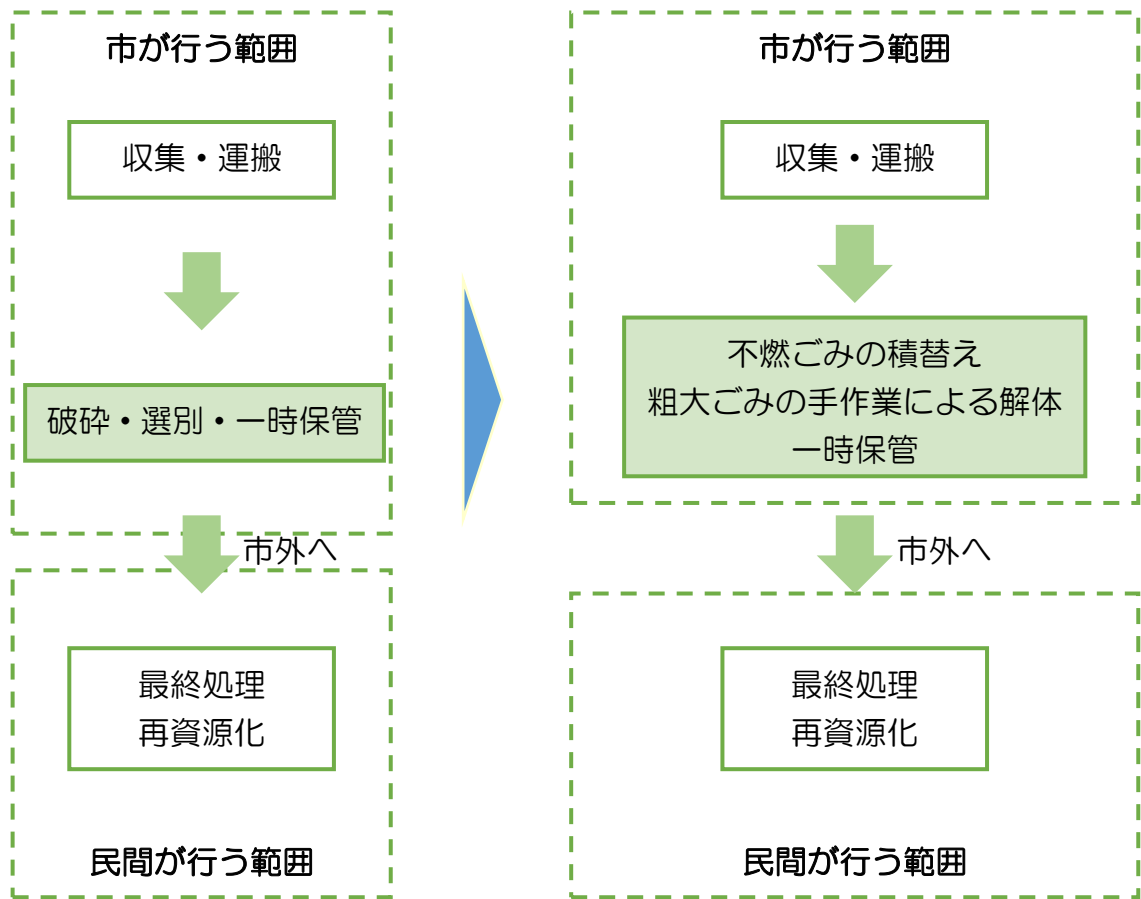
ステップ2では、不燃・粗大ごみの中間処理の民間委託について検討します。

### 1. 不燃・粗大ごみの処理フローについて

- 現在市では、不燃・粗大ごみを破砕・選別まで中間処理場で行っています。
- 新しい処理施設を整備するにあたっては、小型家電や処理困難物について簡易な選別のみを行う不燃ごみ積替え施設と粗大ごみの手作業による解体施設のみを市内に整備し、残りの処理を市外の民間処理施設に委託するという考え方もあります。

現在の不燃・粗大ごみの処理工程

検討する不燃・粗大ごみの処理工程



市内に整備する新施設で行う中間処理工程

## 2. 中間処理工程を民間に委託する場合との比較

- 不燃・粗大ごみの中間処理工程を現状通り破碎・選別するか、もしくは不燃ごみを積み替え・粗大ごみを手作業で解体するか、この両者について、環境的側面及び社会・事業的側面において比較検討を行いました。
- 環境的側面では、施設内での作業や処理工程に伴う騒音・振動や、収集運搬車両台数の変動に伴う大気・騒音・振動等への周辺環境への影響が懸念されますが、いずれの中間処理工程においても、建屋内における作業であることや、収集運搬台数にも大きな変動がないことから、両者において大きな相違はないと考えられます。
- 社会・事業的側面では、都市計画決定手続き、建設・処理及び維持管理コスト等において両者に相違が見られる可能性があります。  
特に、現状の中間処理場の工程と同様の破碎・選別を行う場合には、「ごみ処理施設」としての都市計画決定が必要となるため、その手続きを行う場合に一定期間を要する可能性があります。  
一方、多くの処理工程を民間委託する場合には、民間委託先の確保が重要となってきますが、現状で複数社の民間委託先を想定できていることから、リスク回避の対応は可能と考えています。

総論としては、環境的側面及び社会・事業的側面において、両者に大きな相違が見られないことから、「小型家電や処理困難物について簡易な選別のみを行う不燃ごみ積替え施設と粗大ごみの手作業による解体施設のみを市内に整備する」ことが、現時点ではより効率性が高いと考えます。

比較項目	現在の不燃・粗大ごみの処理工程 (市内で破碎・選別まで行う場合)		検討する不燃・粗大ごみの処理工程 (市内で積替え・手作業解体のみ行う場合)	
		評価		評価
環境的側面				
騒音・振動	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における騒音・振動とほぼ変わりません。	○	破碎・選別を行わなくなりますが、積み替えや手作業解体を行うため、現状の中間処理場における騒音・振動とほぼ変わりません。	○
運搬車両	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における車両台数とほぼ変わりません。	○	収集後に破碎せずに運搬するため、容積が減少しないことから、現状の中間処理場における搬出車両台数から若干の増加が見込まれます(2台/日⇒4台/日)。	△
社会・事業的側面				
都市計画	現状の中間処理場と同様に「ごみ処理施設」としての都市計画決定が必要となります。	△	ごみの積み替えと手作業による解体のみとなるため、「ごみ処理施設」としての都市計画決定が不要となります。	○
民間委託によるリスク	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における民間委託によるリスクとほぼ変わりません。	○	民間企業に委託する範囲は現状よりも大きくなりますが、複数の委託先を確保することで、民間委託によるリスクを軽減することができます。	△
事業期間	都市計画決定を行う場合には、手続きに一定の期間を要します。	△	都市計画決定が不要なため、最短の事業スケジュールが可能になります。	○
建物規模 (建設コスト)	処理工程に変更がないため、最低限必要となる建物規模は現状の中間処理場とほぼ変わりません。	△	ごみの積み替えと手作業による解体のみとなるため、最低限必要となる建物規模は現状の中間処理場と変わらないか少し小さくなります。	○
処理コスト	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における処理費用とほぼ変わりません。	○	選別工程等も含めて委託した場合、現状の中間処理場における処理コストとほぼ変わりません。	○
維持管理コスト	経年劣化によるコストの増加が見込まれます。	△	機械設備が最小となるため、従来よりもコストの低減を見込むことができます。	○



## 市外施設の見学会について

### 1. 狛江市 ビン・缶リサイクルセンター見学会

- 開催日 平成 29 年 3 月 13 日（月） 二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会  
平成 29 年 3 月 17 日（金） 中間処理場運営協議会
- 視察先 狛江市 ビン・缶リサイクルセンター
- 参加者 二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会委員 他周辺自治会等住民 3 名  
中間処理場運営協議会委員 他周辺自治会等住民 13 名

多摩地域の資源化等施設で、住宅地域において約 20 年間稼働している狛江市ビン・缶リサイクルセンターの見学会を開催した。

#### ■二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会、中間処理場運営協議会

ビン・缶リサイクルセンター（建築面積 1,006m<sup>2</sup>）の周辺の状況、騒音・臭気対策に配慮した建物などを見学した。

項目	内容
施設整備までの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 3 年 12 月に「狛江市一般廃棄物基本計画策定委員会」を設置して用地選定を検討し直し、平成 4 年 12 月に現在の場所を選定した。委員会は、専門部会（学識経験者ら 6 名）、市民部会（一般市民を含めた関係者 12 名）、拡大委員（周辺住民 5 名）を中心に構成され、市民部会は 24 回開催した。</li> </ul>
周辺への環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置から約 20 年を経過した施設であるが、近隣の住宅地や保育園など周辺環境に対する配慮として主に以下のような対策を講じている。</li> <li>遮音対策：鉄筋コンクリート造壁厚 15cm、二重防音シャッターを設置。</li> <li>吸音対策：壁に防音材・吸音材（木毛セメント板・グラスウール）を使用。</li> <li>防臭対策：活性炭脱臭装置を設置し、活性炭等を定期的に交換して機能を維持。</li> <li>雨水利用：雨水貯留槽を設置して作業スペースの洗浄に利用。</li> <li>自然採光：採光性に優れたトップライトを使用。</li> <li>周辺環境等への配慮：建物を敷地境界線から 5m 程度セットバック（後退）し、その間を緑化している。</li> </ul>
容器包装リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本容器包装リサイクル協会の分別基準適合物の引き取り実施基準では、原則、「10t 車 1 台程度を単位」となっているが、大型車両による搬出ができないため、指定法人ルートではなく、認定された再商品化事業者に独自に委託している。</li> </ul>
処理経費・売払収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設に係る費用は約 5,000 万円/年（平成 28 年度予算：施設修繕費 272.2 万円＋建物維持管理費 1,290.3 万円＋工場運転管理費 2,955.3 万円＋その他 150.0 万円）で、ビン・缶・ペットボトルの売り払い収入は約 1,080 万円/年（平成 28 年度予算）となっている。</li> </ul>
作業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9 時頃から作業を開始し、15 時 30 分頃に終了している。適宜休憩を挟んでおり、交代勤務ではない。</li> </ul>
その他感想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設周辺の状況に配慮されており、住宅街に溶け込んでいる印象を受けた。</li> <li>・びんや缶の収集にコンテナを使用し、袋利用が少ないのはとてもよい。</li> <li>・現場での作業を見ると、普段何気なくごみを出していることについて配慮が必要だと気付く。見学者が増えるような施設設計が必要と感じた。</li> <li>・建物の中と外で、音と臭いがまったく違うことに驚いた。</li> </ul>



ペットボトル圧縮機



缶受入ホッパ、選別・圧縮機



スプレー缶等保管コンテナ



搬入出状況



二重防音シャッター



見学者通路

## 2. 東村山市 秋水園見学会

- 開催日 平成29年4月13日（木）10～11時
- 視察先 東村山市 秋水園
- 参加者 中間処理場運営協議会 10名  
二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会 3名

多摩地域の資源化等施設のうち、近時に設置された東村山市秋水園の見学会を開催した。

秋水園リサイクルセンター（建築面積2,194m<sup>2</sup>）、粗大ごみ処理棟（建築面積218m<sup>2</sup>）などを見学した。

項目	内容
不燃ごみ 粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入ヤードで資源物など取り除く粗選別した後、ホイールローダーで車両に積み込み、民間事業者へ運搬及び処理をそれぞれ委託している。</li> <li>・可燃性の粗大ごみはパッカー車で破碎後、秋水園内のごみ焼却処理施設に搬入している。</li> <li>・粗大ごみは、予約収集又は市民が直接持ち込む形を取っている。市民により持ちこまれた粗大ごみは搬入車両の重量の差を計量して料金を徴収する。</li> </ul>
資源物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前はびん・缶を平ボディトラックでコンテナ収集していたが、車両台数を削減するため、現在は同じ袋に入れてパッカー車で混合収集している。（混合収集により缶が緩衝材となりうるかを事前調査で確認して変更。）</li> <li>・以前は別々のラインで処理していたびん・缶を、現在は同一ラインに集約化し処理している。</li> <li>・数は少ないが、生きびん・一升びんは手で選別している。</li> <li>・びん・缶はパッカー車から受入ホッパに直接荷下ろしして破砕機を通した後、スチール缶、アルミ缶を機械選別、びん（白・茶・その他）に手選別している。</li> <li>・蛍光灯などの有害物はびん・缶とは別の袋に入れて同じパッカー車（荷台）で収集し、蛍光管破砕機で処理・保管、その後民間事業者で処理している。</li> <li>・ペットボトルと容器包装プラスチックは市内の民間事業者で処理し、その後日本容器包装リサイクル協会へ引き渡している。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の天井高は、大型車両の搬入出や、場内で作業する重機の作業環境を考慮して設計されている。</li> <li>・施設内で発生する粉じん・臭気は、集じん装置・活性炭により捕集され外部に放出しているため、周辺地域の環境にも配慮した施設としている。加えて、室内を負圧となるようにコントロールし粉塵・臭気が外部へ漏れるのを防いでいる。</li> <li>・屋上には出力10kWの太陽光発電システムと太陽光温水器を設置し、発電された電力および温水は施設内に還元している。</li> <li>・資源物は東村山市シルバー人材センター、粗大ごみは東村山市直営で運営している。</li> <li>・とんぼ工房では粗大ごみからの家具などの再生、木工教室などを行っている。</li> </ul>



不燃ごみ受入ヤード



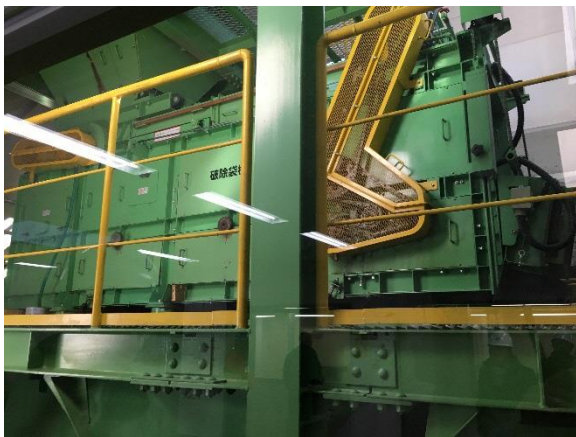
びん・缶、破碎不適物等受入ヤード



資源物受入ホッパ



蛍光管処理室



破砕袋機



手選別コンベヤ1 (スプレー缶・リターナブルびん)



缶類アルミ選別機



手選別コンベヤ2 (びん)



金属圧縮機・カレットストックヤード

### 第3回検討会議でのご意見等の整理

#### 議題2 清掃関連施設整備基本計画中間報告書（素案）について

##### ・清掃関連施設整備の検討

##### 施設整備にあたっての基本方針について

意見	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心の確保について、安心のことが欠如しているのではないか。</li> <li>・災害についても考えてもらいたい。</li> <li>・安全安心の確保というのは誰に向かってどういうメッセージで言っているのか分からない。</li> <li>・機械処理の安全というのは確保できるかもしれないが、臭いや音といった生活に対する安心をやってもらう必要はある。</li> <li>・市の整備の考え方は施設にこだわっているところがある。施設はハードウェアなので、ソフトウェアと両面で検討されるのがよいのではないか。</li> <li>・3Rに関して、もう少し踏み込んで住民意識の啓発向上に寄与する施設という内容を盛り込んではどうか。</li> <li>・可能な限りごみの減量というのは必ずしもリサイクルではない。発生を抑制するということだと思うので、リデュースという方だと思う。</li> <li>・基本方針なので細かいことは書けないと思うが、安全安心の確保については、(文脈として)何が主語か整理した方がいい。</li> <li>・災害についてはもっと大きな話なので、視点としてポイントになるものは入れていただきたいが、ここで全て補うのは難しいのではないか。</li> </ul>
議論	<p>(事務局)</p> <p>今後、さまざまな部分、作業環境・安全衛生計画、公害防止計画、事業方式・施設運営方法等の中で、基本方針に書かれていることについては今後の検討会議でご議論いただきたいと考えている。文言の表現の仕方等についてはいただいたご意見をもとに再検討し、次回に訂正させていただく。</p>
まとめ	<p>資料 検4-4 別紙に整理した。</p>

施設整備にあたっての基本方針について

意見	(委員)	災害廃棄物を一時的に保管するというのはどういうものを集めようとしているのか。
議論	(事務局)	今後策定予定の災害廃棄物基本計画の中で定めていくことになる。災害時に発生した廃棄物の仮置き場という形にはなるが、具体的に何という部分についての定めはない。
まとめ		—

## 2. 清掃関連施設整備の検討

### 2.1 施設整備にあたっての基本方針

清掃関連施設は、地域住民等の理解と協力のもと、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物の適正処理はもとより、環境と安全に配慮した施設とし、可能な限りごみの減量、資源化、最終処分量の削減等を図り、循環型社会形成に寄与する施設を目指すものとする。

現状の処理体系や関連計画の考え方を踏まえ、清掃関連施設整備の基本方針を以下のとおりとする。

#### (1) 計画的な施設更新 ー効率性・経済性に優れた施設ー

##### ①安定的・効率的な処理が可能な施設整備

中間処理場は施設全体の老朽化が進んでいること、空缶・古紙等処理場は暫定的な施設であることから、早期に清掃関連施設の整備が必要であり、近隣自治体との連携の模索も含め、安定的かつ効率的に運営できる施設とする。

##### ②経済的な施設整備

財政負担の軽減の観点から、中長期的なごみ処理に係る経費の縮減が重要な課題であることから、合理的・機能的な施設の配置を検討した上で、経済性・維持管理性に優れた施設とする。

#### (2) 安全・安心の確保 ー環境と安全に配慮した施設ー

##### ①生活環境の保全

法令・条例で定める環境や安全に関する基準を遵守することはもとより、市民が安心して生活できるよう、環境負荷の低減はもとより、施設周辺の生活環境の保全に配慮した施設とする。

##### ②適正な作業環境の確保

事故の発生を防止するとともに、作業員の安全衛生の観点から、適切な作業環境を確保した施設とする。

##### ③災害など非常時の対応

平常時のみならず、災害など非常時のごみ処理機能を備えた施設とする。

#### (3) 市民サービスの向上 ー市民に開かれた施設ー

##### ①市民意識の啓発・向上

発生抑制を基本とした 3R（発生抑制・リユース・リサイクル）に関する情報を提供して環境意識を育み、情報発信の拠点として再生利用・展示などごみ処理の大切さを伝える施設とする。

##### ②周辺地域との調和

建物の配置・機能・デザイン、緑化・緩衝帯の設置、周辺地域に配慮し、環境と調和のとれた施設とする。

## 主要機器設備形式の検討

### 5.1 資源物等処理施設（プラスチックごみ、資源物）

処理方法、処理フローをもとに主要機器設備の形式を検討します。

#### 5.1.1 プラスチックごみ処理施設

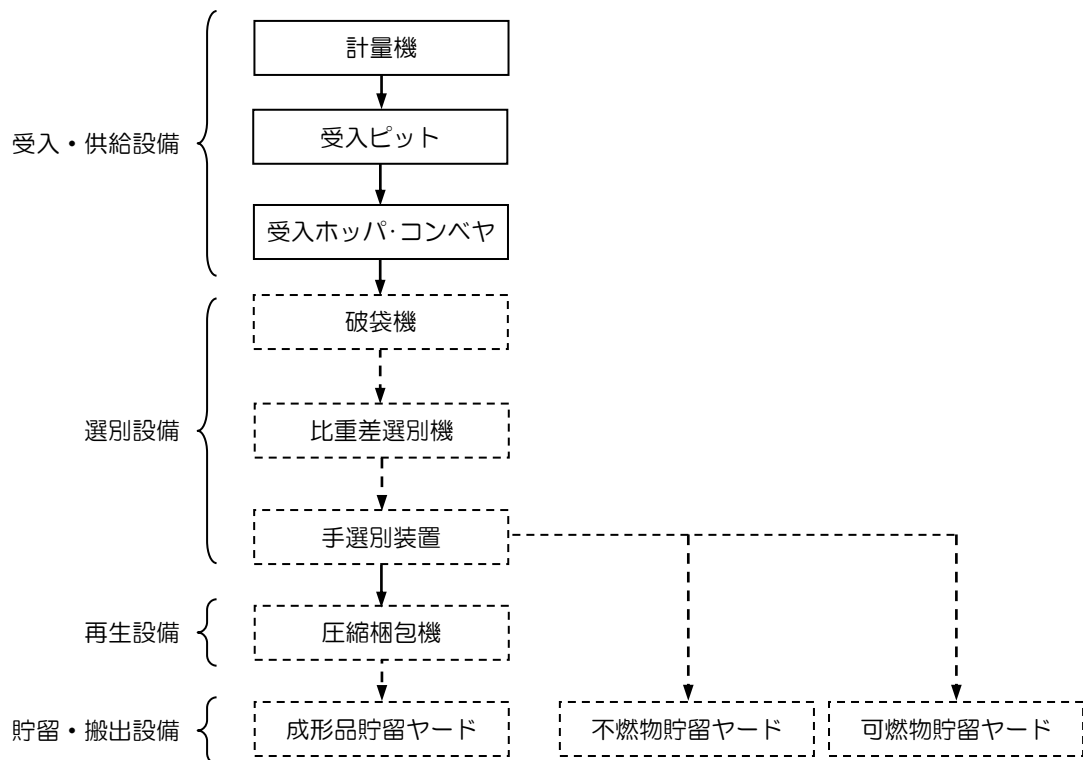


図 5.1 プラスチックごみ処理フロー（参考）※実線：既存施設あり、点線：新規導入

#### (1) 受入・供給設備

受入・供給設備は、プラスチックごみ、資源物の搬入出を管理する計量機、搬入物を一時貯留する受入ピットまたはヤード、受入ホッパ、受入コンベヤなどで構成されます。

##### ① 計量機

計量機は、車両が載る積載台、重量を計量・指示する計量装置、これらをつなぐ伝達装置、計量結果を記録、記憶する印字装置およびデータ処理装置から構成されます。

最近ロードセルで電氣的に検出するロードセル式（電気式）の伝達装置が一般的で、積載台にはピット式とピットレス式がありますが、主桁・荷重検出部ともに地中のピット内にあり、積載面上と地上が同レベルとなるピット式が広く使用されています。

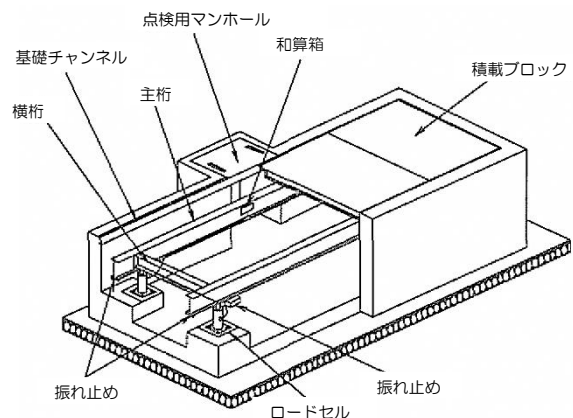


図 5.2 ロードセル式計量機（ピット式）



## ② 受入ピットまたは受入ヤード

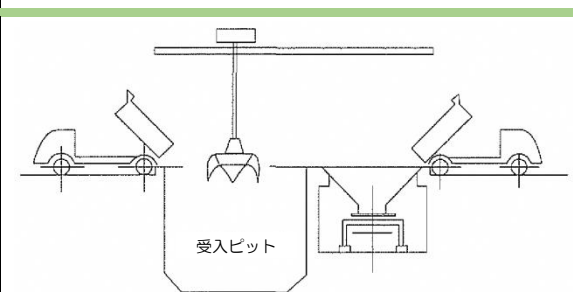
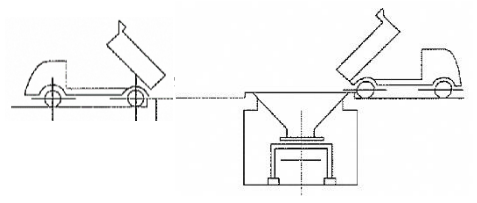
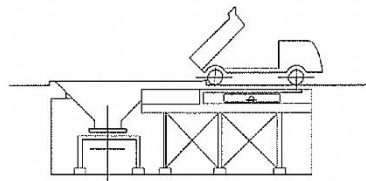
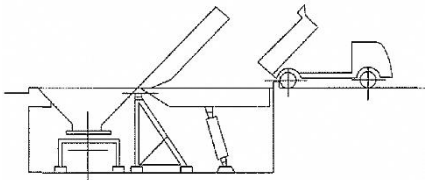
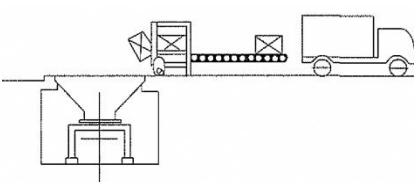
受入ピットは、中規模以上（約 20t/日以上）の施設に適用され、ピット内から受入ホッパへ供給するためのクレーンを設置する必要があります。クレーンの運転には資格が必要であり、構成機器の保守点検や維持管理が必要となります。また、ピット内の臭気や汚水対策も必要となります。

受入ヤードは、小規模（約 20t/日以下）の施設に適用され、構造が簡単でショベルローダ等でヤードから受入ホッパへ供給することになります。また、ヤードの構造により集積する高さの目安は以下の通りです。

- ・平面構造の場合       ：概ね 1m
- ・囲いを設ける場合     ：概ね 2m
- ・コンテナ保管の場合   ：概ね 2～3m

プラスチックごみは、排出量が比較的多く、現在、中間処理場も受入ピットを設置しているため、直接投入・ピットアンドクレーン投入方式が適当と考えられます。

表 5.1 受入ピット・ホッパの種類

方式	構造	概要
直接投入・ピット アンドクレーン投入 方式		搬入車両から受入ピットに投入し、クレーンで受入ホッパに供給する方式。 直接、受入ホッパに投入することも可能。
<中規模用>		
直接投入・ 受入ヤード方式		搬入車両から受入ヤードに荷下ろしてショベルローダ等で受入ホッパに供給する方式。 直接、受入ホッパに投入することも可能。
<小規模用>		
ダンピング ボックス 投入	プッシュ方式 	搬入物を受入れ、危険物・処理困難物および有価物の選別作業をダンピングボックス台で行い、適時、受入ホッパに供給する方式。 受入ホッパへの供給は、台を固定して押し出すプッシュ方式と台を傾斜する傾胴方式とがあり、それぞれ油圧力等により作動する。
	傾胴方式 	
コンテナ投入方式		コンテナで収集された搬入物を受入ホッパに供給する方式。

③ 受入ホッパ

受入ホッパは、クレーン、ダンピングボックス、ショベルローダ、フォークリフト、収集車などから投入されるごみ・資源物を受入れ、一時貯留した後、選別設備に供給するための設備です。

受入ホッパは、ごみ・資源物の受入状況によっては満杯状態になったり、投入による衝撃や摩耗、騒音が大きくなったりします。そのため、投入の際のこぼれ、ブリッジ現象（ホッパ下部での閉塞）が発生しにくく、円滑に排出できる形状とするとともに、材質、強度や補修面にも十分配慮する必要があります。

④ 受入コンベヤ

受入コンベヤには、受入ホッパに投入されたごみ・資源物を連続的かつ定量的に切り出して、選別設備に供給すること、搬送物の形状、寸法を考慮し、落下、こぼれが生じさせないことが求められます。

投入時の衝撃に耐えるため、一般に鋼製エプロンコンベヤが採用されています。

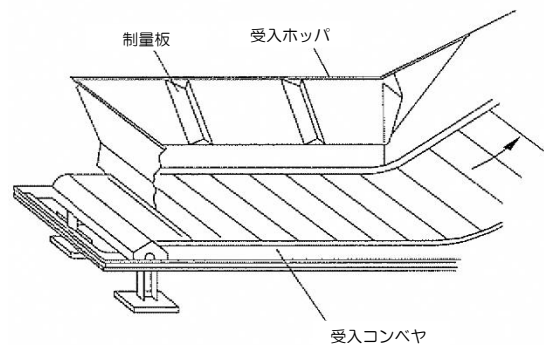


図 5.3 受入ホッパ・コンベヤ

(2) 選別設備

① 破袋機または破袋・除袋機

破袋機は、袋収集されたごみ・資源物を効率的に回収するために設置するもので、破袋機の選定は袋収集された内容物の組成、選別物の種類および選別方法などを考慮して行う必要があります。破袋・除袋機は、破袋機の機能に加えて破袋した袋を選別する場合に設置します。

破袋機に求められる機能は、袋収集されたものをできる限り損傷させないように機械的に破袋し、後続の選別操作を効率的に行うことです。破袋・除袋機に求められる機能は、破袋機の機能に加えて資源物と破袋後の袋を選別することです。

破袋機、破袋・除袋機を構造により大別すると以下の通りとなりますが、作業性などを考慮すると、破袋・除袋機（直立刃式）が適当と考えられます。なお、プラスチックごみの家庭用指定収集袋としては、特小袋（5L）、小袋（10L）、中袋（20L）、大袋（40L）の4種類があるため、複数台を直列多段に設置するなど、異なる大きさの収集袋に対応できる設備とします。

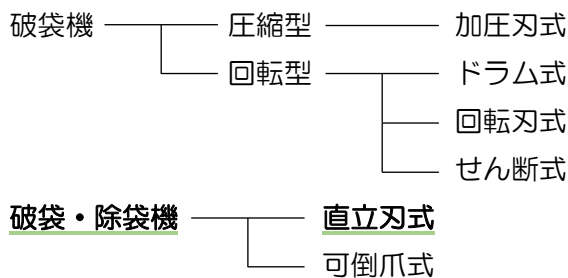


表 5.2 破袋機、破袋・除袋機の種類

方式	構造	概要
加圧刃式		<p>上方の破断刃で内容物を破損しない程度に加圧して、加圧刃とコンベヤ上の突起とで破袋する方式で、加圧方式はエアシリンダ式とバネ式がある。</p>
ドラム式		<p>進行方向に下向きの傾斜を持つ回転ドラムの内面にブレードやスパイクを設け、回転力と処理物の自重またはドラム内の破袋の作用を利用して破袋する方式。</p>
回転刃式		<p>左右に相対する回転体の外周に破袋刃を設け、袋に噛み込んだ刃が袋を左右に引っ張り広げることにより破袋する方式。</p>
せん断式		<p>適当な間隙を有する周速の異なる2個の回転せん断刃を相対して回転させ、せん断力と両者の速度差を利用して破袋する方式。</p>
直立刃式		<p>高速で回転する直立刃付コンベヤと上方より吊るされたバネ付破袋針の間を押し通すことにより破袋し、資源物は機器前方の排出シュート、袋は集袋補助ファンの風力とコンベヤ直立刃により機器後方に搬送して排出する。</p>
可倒式		<p>傾斜プレートに複数刻まれたスリット間に移動する可倒爪で袋を引っ掛けて上方に移動させ、堰止板で資源物の進行を遮ることにより破袋する方式。破袋後の袋は可倒爪に引っ掛けて堰止板のスリットを通過させ、資源物と分離する。</p>

## ② 比重差選別機

比重差選別は、一般的には処理物の比重差と空気流に対する抵抗力との差を組合わせて選別するものです。風力、複合式などがありますが、軽量物のプラスチック製容器包装と重量物の製品・硬質プラスチックなどを分離するためには、**複合式**を採用するのが適当と考えられます。

## ③ 手選別装置

有価物回収と異物摘出を目的として手作業で選別する装置で、主に**平ベルトコンベヤ方式**でコンベヤ幅は処理量を、高さは作業性を考慮して決定します。ベルト速度は選別対象物、純度、回収率、選別人数などの作業状況によって異なるため、可変式（～20m/分）とするのが一般的です。

表 5.3 手選別装置の仕様概要

項目	仕様
ベルト高さ（床～ベルト搬送面）	750～850mm（高く設定し、踏み台で対応する場合もある。）
ベルト幅	作業片側配置の場合：900mm 以下 作業両側配置の場合：1,500mm 以下
ベルト速度	資源物選別：4～10m/分以下 異物除去：6～15m/分以下

## (3) 再生設備

### ① 圧縮梱包機

選別したプラスチック製容器包装を圧縮梱包し、運搬を容易にするための設備です。

梱包は、番線、ポリプロピレン（PP）バンド、ポリエチレン（PE）バンドで結束する他、機械で自動的にフィルム巻き、袋詰めなどの場合もあります。

機械式のフィルム巻きや袋詰めなどは臭気、荷こぼれ防止の効果はありますが、設置面積、維持管理費の増加となります。

（公財）日本容器包装リサイクル協会が推奨している圧縮梱包品（ボール）の寸法とは以下の通りです。

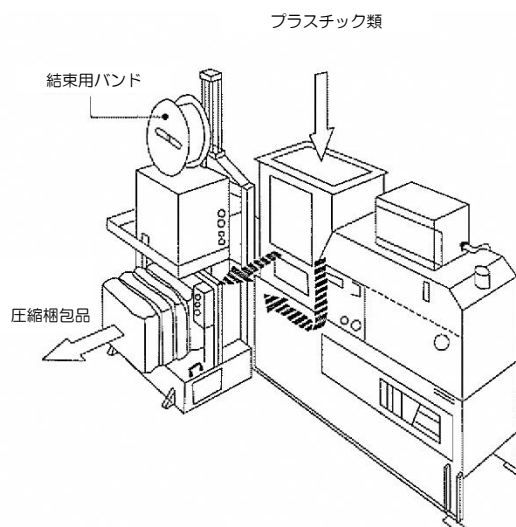
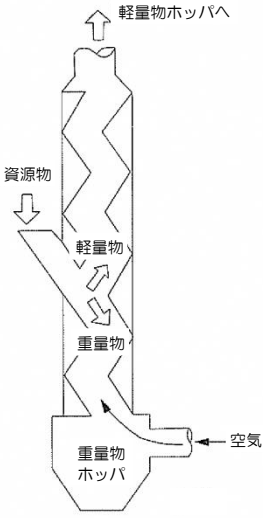
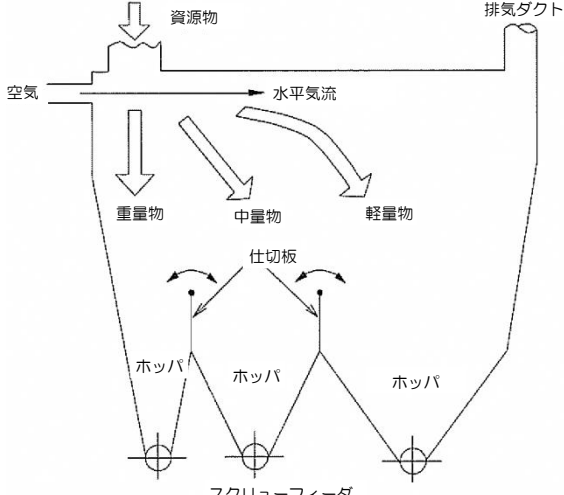
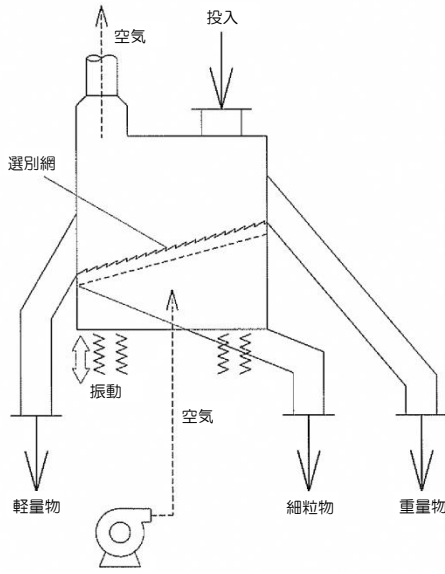


図 5.4 プラスチック類圧縮梱包機

表 5.4 圧縮梱包品（ボール）の推奨寸法

処理対象物	圧縮梱包品寸法
ペットボトル、プラスチック製容器包装	①600mm ×400mm ×300mm
	②600mm ×400mm ×300mm
	③1,000mm ×1,000mm ×1,000mm

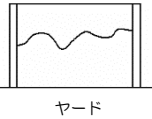
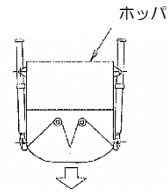
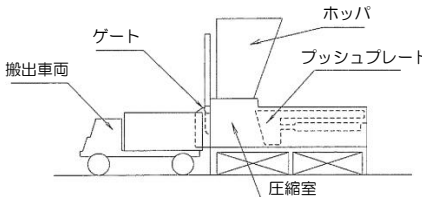
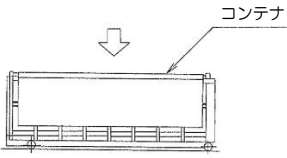
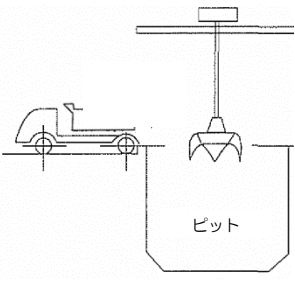
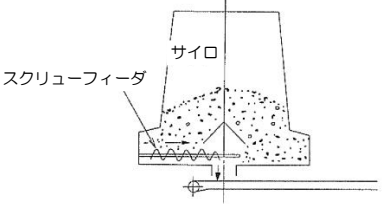
表 5.5 比重差選別機の種類

方式	構造	概要
風力式		<p>ジグザグ形の風管内の下部から空気を吹き上げ、軽量物または表面積が大きく抵抗力のあるものは上部へ、重量物は下部に落下して選別する方式。</p>
		<p>処理物を水平方向に吹き込んで、処理物の形状や比重差に影響される水平飛距離の差を利用して選別する方式。 一般的には縦型に比べて選別精度は劣るといわれている。</p>
複合式		<p>処理物の比重差と粒度、振動、風力を複合した作用により選別を行う方式。 粒径の細かい物は選別網に開けられた孔から落下して選別機下部より細粒分として分離され、比重の大きな物は傾斜した選別網を振動により上り重量物として選別され、その他は軽量物として排出される。</p>

## (4) 貯留・搬出設備

貯留方法としては、貯留ヤード方式、貯留ホッパ方式、コンパクト方式、コンテナ方式、ピット方式およびサイロ方式などがありますが、貯留物は梱包品であるため、**貯留ヤード方式**が一般的です。貯留ヤードは一般にはコンクリート構造で、壁で仕切られた空間に貯留する方式です。建物そのものを貯留空間として使用できるため、同じ面積でも貯留ホッパ方式などより大きな容量を貯留することができます。

表 5.6 貯留・搬出設備の種類

方式	構造	概要
貯留ヤード方式		コンクリートや鋼板の壁・囲いで仕切られた空間に貯留する方式。 機械設備が不要であるが、搬出車両に直接積込むことができないので、荷積み用のショベルローダやフォークリフトが必要となる。
貯留ホッパ方式		鋼板製溶接構造の貯留容器の上部から投入し、ホッパ下部に車両を進入させ、排出口を開き荷台に搬出する方式。 ホッパ内でブリッジ（詰まり）が発生しないように留意するとともに、発じん、火災防止の対策が重要となる。
コンパクト方式		ホッパ内の貯留物を適量ずつ圧縮減容した後、搬出車両の荷台へ押し出し搬送する方式。
コンテナ方式		貯留物を直接コンテナに積込み、コンテナ専用車で搬出する方式。
ピット方式		コンクリート製ピットで貯留して、クレーンで搬出車両に積込む方式。
サイロ方式		コンクリート製や鋼板製の円筒形容器に貯留し、定量的に引き出す装置で搬出する方式。

### 5.1.2 ペットボトル処理施設

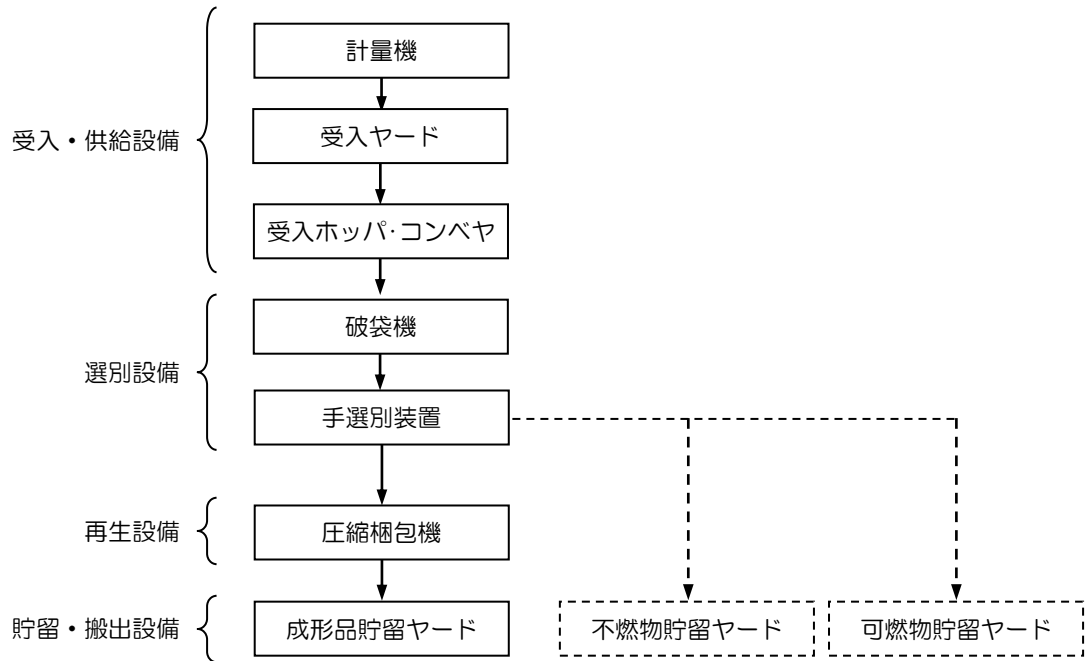


図 5.5 ペットボトル処理フロー（参考） ※実線：既存施設あり、点線：新規導入

#### (1) 受入・供給設備

ペットボトルは、基本的には受入ヤードに荷下ろしし、ショベルローダ、フォークリフト等で受入ホッパへ投入します。

#### (2) 選別設備、再生設備、貯留・搬出設備

処理施設の主要機械設備のうち、受入・供給設備を受入ヤードとする以外は、プラスチックごみと同様です。なお、既存のペットボトル処理施設では、圧縮してPPバンドで結束梱包したボールに手作業で透明フィルムを巻いて貯留・搬出しています。

### 5.1.3 びん処理施設

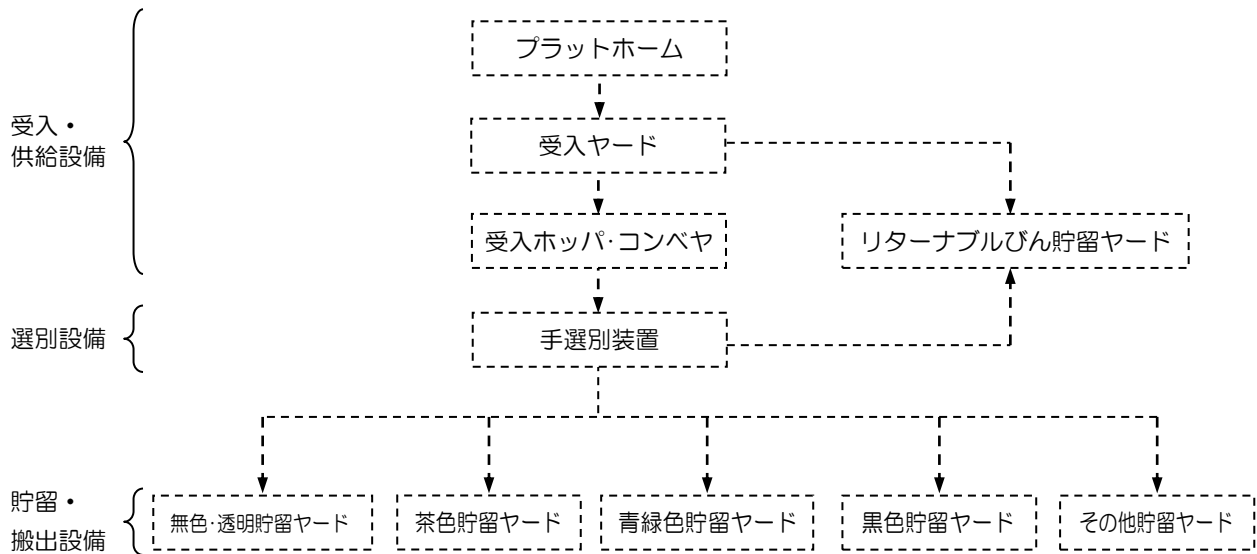


図 5.6 びん処理フロー（参考）※点線：新規導入（現在、びんは市内民間委託）

#### (1) 受入・供給設備

びんは、基本的には受入ヤードにコンテナごと荷下ろしし、リターナブルびんを手選別した後、ショベルローダ、フォークリフト等で受入ホッパへ投入します。

#### (2) 選別設備、貯留・搬出設備

びん処理施設の主要機械設備は、選別設備が手選別装置のみで、再生設備を設置しない以外は、ペットボトル処理施設と同様です。



## 5.1.4 空き缶処理施設

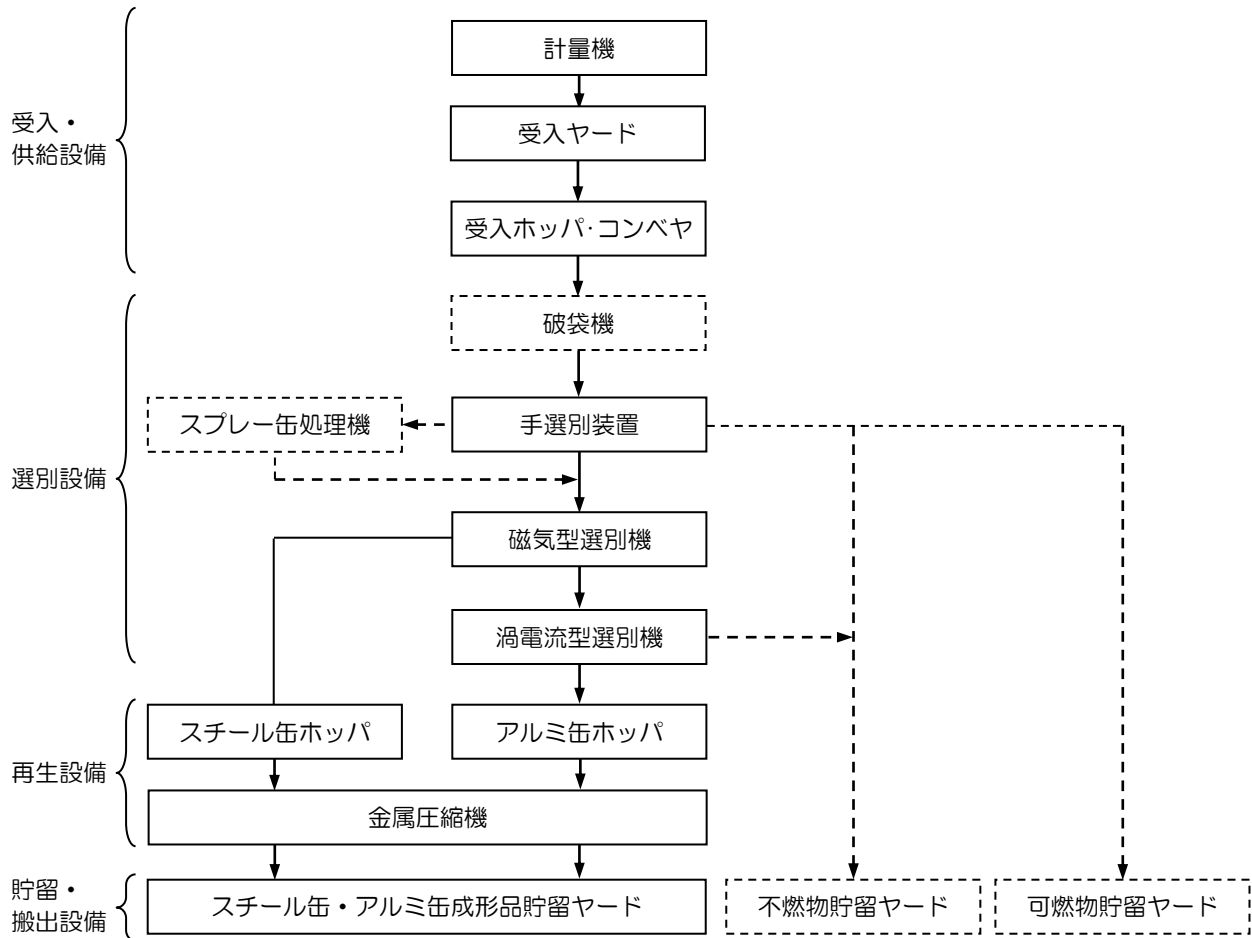


図 5.7 空き缶処理フロー（参考）※実線：既存施設あり、点線：新規導入

### (1) 受入・供給設備

受入・供給設備は、ペットボトル処理施設と同様です。

### (2) 選別設備

破袋機、破袋・破除機と手選別装置はペットボトル処理施設と同様です。

#### ① 磁気型選別機

磁気型は永久磁石または電磁石の磁力によって、主として鉄分等を吸着させて選別する方式です。この選別方式には吊り下げ式、ドラム式、プーリ式などの方式がありますが、選別率を向上させるため、コンベヤ上の処理物の層厚を薄くして磁性物を吸着しやすくする配慮が必要です。比較的小規模の施設で高い回収率、純度が期待できる吊り下げ式が適当と考えられます。

#### ② 渦電流型選別機

処理物中の非鉄金属（主としてアルミニウム）を分離する方式です。その原理は、電磁的な誘導作用によってアルミニウム内に渦電流を生じさせ、磁束と相互作用で偏向する力をアルミニウムに与えることによって、電磁的に感応しない他の物質から分離させるものです。渦電流の発生方法には、永久磁石回転式、リニアモータ式、アーチモータ回転ドラム式がありますが、選別精度や維持管理面が優れた永久磁石回転式が一般的であり、適当と考えられます。

表 5.7 磁気型選別機の種類

方式	構造	概要
ベルト吊り下げ式		<p>ベルトコンベヤ上面に磁石を吊り下げ、吸着選別する方式。                  磁着用として電磁石、搬送用として永久磁石の併用式が採用されていることが多い。これは搬送用として電磁石を使用すると、排出部において強力な磁石で舞い戻る現象がみられるためである。</p>
ドラム式		<p>回転するドラムに磁石を組込み、処理物を通して落下させて吸着選別する方式。                  処理物をドラム上に落下させる方式では回収率は高くなるが純度はやや低下し、上方や横方向に吸着させる方式は回収率がやや低くなるが純度は高い。</p>
プーリ式		<p>ベルトコンベヤのヘッドプーリに磁石を組込み、吸着選別する方式。                  非磁性物の巻き込みが大きくなると磁性物の純度が低下する。</p>

表 5.8 渦電流型選別機の種類

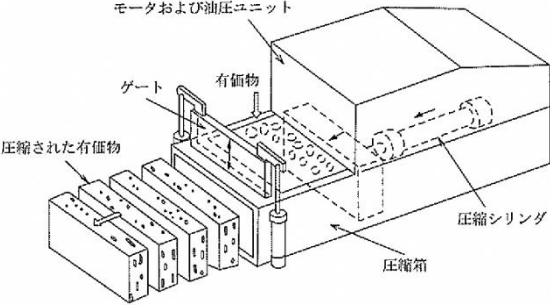
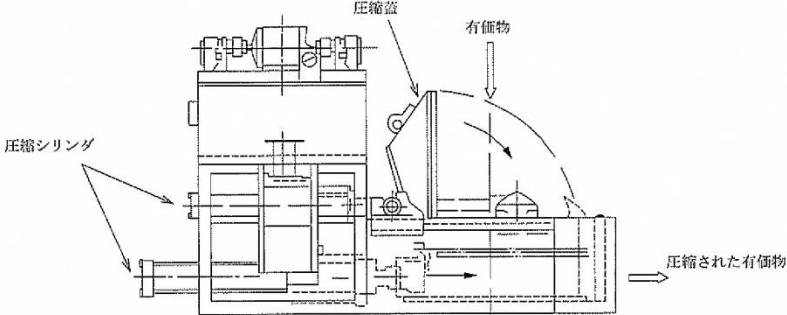
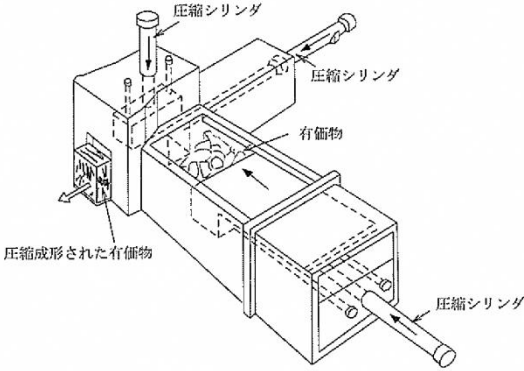
方式	構造	概要
永久磁石回転式		<p>N 極、S 極の両極を交互に並べて形成した永久磁石を内蔵したドラムを高速で回転させることにより、ドラム表面に強力な移動磁界をさせて選別する方式。                  この磁界中をアルミ類が通過すると渦電流が発生して前方に推力を受けて加速して飛び、鉄類や可燃分は手前に落ちて選別される。</p>
リニアモータ式		<p>振動フィーダの底部に設置したリニアモータで移動磁界を発生させ、資源物の流れ方向に可燃分を、直角方向にアルミ類を分離にする方式。                  振動式にすることにより、ほぐし効果が組み合わされ、選別精度を向上させることができる。</p>
アーチモータ式		<p>回転ドラムのそこに設置したアーチ形リニアモータで移動磁界を発生させ、資源物の中からドラムの回転方向の反対側にアルミ類を分離する方式。</p>

## (3) 再生設備

## ① 金属圧縮機

スチール缶、アルミ缶を圧縮成形し減容化する設備で、圧縮方式には一方締め、二方締め、三方締めがあります。小規模な缶類の処理施設では、一方締め方式が採用されることが多く、適当と考えられます。

表 5.9 金属圧縮機の種類

方式	構造	成型品寸法
一方締め式	 <p>モータおよび油圧ユニット ゲート 有価物 圧縮された有価物 圧縮シリンダ 圧縮箱</p>	幅 0.4~0.8m 高 0.3~0.7m 厚 0.1~0.3m
二方締め式	 <p>圧縮シリンダ 圧縮鋳 有価物 圧縮された有価物</p>	幅 0.5~0.9m 高 0.3~0.7m 厚 0.1~0.3m
三方締め式	 <p>圧縮シリンダ 有価物 圧縮成形された有価物 圧縮シリンダ</p>	幅 0.6~0.7m 高 0.5~0.6m 厚 0.3~0.6m

## 公害防止計画の検討

公害防止及び周辺環境を保全していくために環境保全目標を設定します。

ごみ・資源物の処理に伴い、大気、騒音、振動、悪臭、水質など周辺環境への負荷が想定されます。これらの発生をできる限り低減し、周辺環境を保全していくために環境保全目標を設定します。

環境保全目標の設定に当たっては、法令等による規制基準の遵守を第一とし、法令等による規制のないものについては、自主的な保全目標を定め、これを遵守していくこととします。

### 6.1 大気（粉じん）

破碎機、ふるい等は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」という。）の粉じん発生施設に該当するため、構造基準等を遵守するとともに、労働安全衛生法に基づく作業環境面から保管施設、積み下ろし作業における粉じん対策を講じる必要があります。

資源物等処理施設は、大気汚染防止法、環境確保条例上の粉じん発生施設ではありませんが、大気汚染防止法に加え、労働安全衛生法にもとづく作業環境面から粉じん対策を行います。「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（社団法人全国都市清掃会議）では、粉じん対策として“集じん器を設置した場合の排気中の粉じん濃度は、一般的に  $0.1\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$  が望ましい。”とされています。

高性能な集じん設備（遠心力集じん器（サイクロン）＋ろ過式集じん器（バグフィルタ））の設置、散水などを行い、排気中の粉じん濃度についての計画値は以下のとおり設定します。排気口における粉じん濃度は、大気汚染防止法及び環境確保条例のごみ焼却施設の煙突出口におけるばいじん濃度に準じるものとし、作業環境基準値は日本産業衛生学会の第1種粉じん許容濃度勧告値に準じるものとされています。

表 6.1 粉じんの自主管理基準

排気口出口粉じん濃度	0.04	$\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ 以下
作業環境基準	2	$\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$ 未満

表 6.2 粉じんの許容濃度 ( $\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$ )

粉じんの種類		吸入性粉塵	総粉塵
第1種粉塵	タルク、ろう石、アルミニウム、アルミナ、珪藻土、硫化鋇、硫化焼鋇、ベントナイト、カオリナイト、活性炭、黒鉛	0.5	2
第2種粉塵	遊離珪酸3%未満の鋇物性粉塵、酸化鉄、カーボンブラック、石炭、酸化亜鉛、二酸化チタン、ポトランドセメント、石灰石、大理石、線香材料粉塵、穀粉、綿塵、木粉革粉、コルク粉、ベークライト	1	4
第3種粉塵	石灰石、その他の無機及び有機粉塵	2	8

出典）日本産業衛生学会（平成28年5月25日）：許容濃度等の勧告（2016年度）

## 6.2 騒音・振動

騒音・振動の環境保全については、騒音規制法、振動規制法、環境確保条例の規制基準を遵守するとともに、法令に基づく規制基準と同等以上の自主管理基準を設定します。

### (1) 騒音

法令に基づく規制基準を遵守することに加え、より一層周辺環境に配慮するため、法令に基づく規制基準と同等以上の自主管理基準を設定します。

表 6.3 騒音に関する自主管理基準

時間区分				
朝		昼間	夕	夜間
6時	8時	19時	23時	6時
45dB	50dB	45dB	45dB	

なお、施設の計画・設計にあたっては、次のとおり対策が考えられます。

- ・低騒音タイプの機器・機械を設置・使用する。
- ・吸音材を使用して室内音圧レベルの低下を図る。
- ・必要な透過損失が得られるよう遮音性のある壁材を使用する。

表 6.4 特定工場等に係る騒音の敷地境界上の規制基準

	区域の区分	時間区分				
		朝		昼間	夕	夜間
		6時	8時	19時	23時	6時
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 前号に接する地先及び水面	40dB	45dB	40dB	40dB	
第2種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 第1特別地域 無指定地域	45dB	50dB	45dB	45dB	
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 第2特別地域 前号に接する地先及び水面	55dB	60dB	55dB	50dB	
第4種区域	工業地域 前号に接する地先及び水面	60dB	70dB	60dB	55dB	

1. 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内の学校（含む幼稚園）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内（第1特別地域及び第2特別地域を除く。）における当該基準は、上欄の定める値から5dBを減じた値とする。

2. 「特別地域」とは、2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の範囲をいう。

注)            は、本計画地域に該当する部分を表す。

- ・現中間処理場の敷地：第2種区域（第一種住居地域）
- ・二枚橋焼却場跡地の敷地：第3種区域（準工業地域）及び一部が第2種区域（第1特別区域）

資料：「騒音規制法」（昭和43年6月、法律第98号）

## (2) 振動

法令に基づく規制基準を遵守することに加え、より一層周辺環境に配慮するため、法令に基づく規制基準と同等以上の自主管理基準を設定します。

**表 6.5** 振動に関する自主管理基準

時間区分		
昼間		夜間
8時	19時	8時
60dB		55dB

なお、規制基準を遵守すべく、次のとおり十分な対策を講じます。

- 地耐力に基づいた十分な機械基礎を設計する。
- 破碎機と機械基礎の間に防振装置を設ける。
- 建物基礎と破碎機基礎とはそれぞれ独立させる。

**表 6.6** 特定工場等に係る振動の敷地境界上の規制基準

	区域の区分	時間区分			
	当てはめ地域	8時	19時	20時	8時
第1種区域	第一種低層住居専用地域	60dB	19時	55dB	8時
	第二種低層住居専用地域				
	第一種中高層住居専用地域				
	第二種中高層住居専用地域				
	第一種住居地域				
	第二種住居地域				
	準住居地域				
	用途地域の定めのない地域				
第2種区域	近隣商業地域	65dB	19時	60dB	8時
	商業地域				
	準工業地域				
	工業地域				
	前号に接する地先及び水面				

1. 学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、上欄の定める当該値から 5dB を減じた値とする。

注)          は、本計画地域に該当する部分を表す。

- 現中間処理場の敷地：第1種区域（第一種住居地域）
- 二枚橋焼却場跡地の敷地：第2種区域（準工業地域）

資料：「振動規制法」（昭和 51 年 6 月、法律第 64 号）

## 6.3 水質

施設運転管理において排出することが考えられる排水の種別は、次に示すものなどが考えられます。これらの生活系排水およびプラント系排水は、排水処理設備に送水して適切に処理した後、公共下水道に排水します。排水基準値は、下水道法、東京都下水道条例に定める基準値以下とします。

- 破碎機、コンベヤ等粉じん対策排水
- 防爆対策用における蒸気噴霧の凝結水
- プラットホーム、床等の洗浄水
- 火災事故時の消火用水

6.4 悪臭

悪臭の環境保全については、脱臭装置の設置、消臭剤の噴霧など適切な脱臭・消臭対策を講じて対応し、悪臭防止法及び環境確保条例の規制基準を十分遵守できるものとし、悪臭防止法、環境確保条例の規制基準を遵守します。

表 6.7 悪臭の規制基準

区域の 区分	敷地境界	煙突等気体排出口					排水
		排出口の実高さが 15m未満			排出口の実高さが 15m以上		
		排出口の 口径が 0.6m未満	排出口の 口径が 0.6m以上 0.9m未満	排出口の 口径が 0.9m以上	排出口の 実高さが 周辺最大 建物高さの 2.5倍未満	排出口の 実高さが 周辺最大 建物高さの 2.5倍以上	
第1種 区域	臭気指数 10	臭気指数 31	臭気指数 25	臭気指数 22	$q_t=275 \times H_o^2$	$q_t=357 / F_{max}$	臭気指数 26
第2種 区域	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	$q_t=436 \times H_o^2$	$q_t=566 / F_{max}$	臭気指数 28
第3種 区域	臭気指数 13	臭気指数 35	臭気指数 30	臭気指数 27	$q_t=549 \times H_o^2$	$q_t=712 / F_{max}$	臭気指数 29

- 注 1) 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、無指定地域（第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く）  
 第二種区域：近接商業地域、商業地域、準工業地域、これらの地域に接する地先及び水面  
 第三種区域：工業地域、工業専門地域、これらの地域に接する地先及び水面
- 注 2) 臭気指数とは、臭気濃度（臭気のある空気をにおいの感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいい、三点比較式臭袋法により求める。）の常用対数値に 10 を乗じた数値（臭気指数 =  $10 \times \log$  臭気濃度）。
- 注 3)  $q_t$  : 排出ガスの臭気排出強度 ( $m^3_N/min$ )  
 $H_o$  : 排気口の実高さ (m)  
 $F_{max}$  : 単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値 ( $s/m^3_N$ )  
 （悪臭防止法施行規則第6条の2に定める式により算出する。）
- 注 4) 周辺最大建物は、対象となる事業場の敷地内で排出口から当該建物の高さの 10 倍の距離以内に存在するもののうち、高さが最大のものをいう。
- 注 5) 排出口の口径は排出口の開口部の口径を表す。排出口の形状が円形以外の場合の口径は、その断面積と等しい円形の直径とする。
- 注 6)   は、本計画地域に該当する部分を表す。  
 ・ 現中間処理場の敷地：第 1 種区域（第一種住居地域）  
 ・ 二枚橋焼却場跡地の敷地：第 2 種区域（準工業地域）
- 資料：「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月、法律第 91 号）

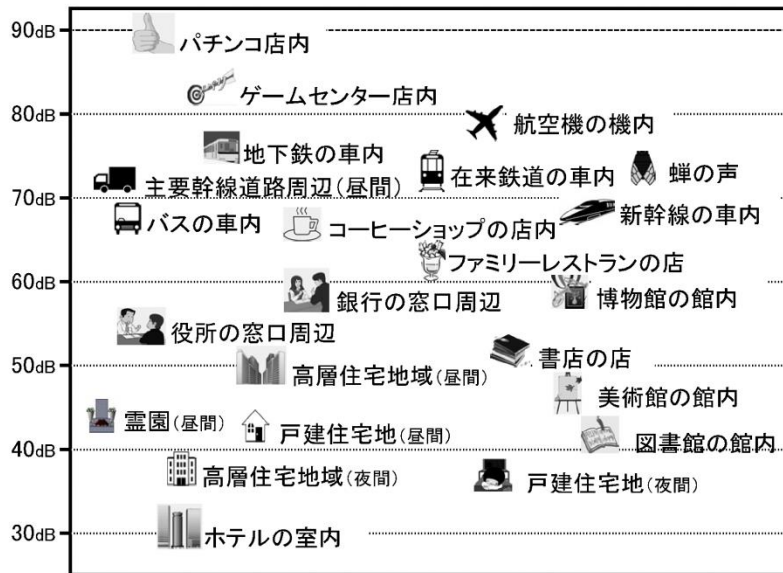


図 6.1 騒音の目安（都心・近郊用）（出典：全国環境研協議会 騒音小委員会 資料）

表 6.8 振動の目安

振動レベル (dB)	振動の程度
90	家屋が激しく揺れ、すわりの悪いものが倒れる
80	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと音をたてる
70	大勢の人に感じる程度で、戸、障子がわずかに動く
60	静止している人の中にわずかに感じる人がいる
50	人体に感じない程度

参考：東京都環境局 資料

表 6.9 臭気指数の目安

臭気指数	におい・かおり
0	郊外のきれいな空気
5	工業地域の空気
10	ウメの花
15	道路沿道の空気、デパートの化粧品売り場
20	花火をしている時、トイレの芳香剤、ジンチョウゲ
25	線香、しょうゆ
30	ガソリンを給油するとき、たばこ
35	コーヒー
45	にんにくをいためる時のにおい

参考：東京都環境科学研究所 資料